

ファシズム体制形成期における日本農業問題処理機構

工 藤 昭 彦 *

目 次

はじめに

I 農業問題処理の政治過程

1. 農山漁村経済更生運動の政治的性格
2. 経済更生運動補強政策の役割

II 農業問題処理の政策過程

1. 米穀政策による農政の転換
2. 農村失業緩和政策の展開

III 農業問題処理の性格と限界

はじめに

1929年10月、アメリカに端を発した恐慌は、世界恐慌となって蔓延しながら、翌昭和5年、金解禁からいくばくもない日本を直撃した。輸出市場の大半をアメリカに依存していた生糸の価格は、瞬時に暴落した。米価もまた、飢餓移出を含む植民地からの大量移入もあって暴落した。窮乏打開の隘路を、かろうじて米と繭に求めようとしていた日本農業は、完全にその屋台骨をぐらつかせ、農家の経済的窮乏は、階層を越えて急激に進行した。¹⁾

他方、地主経済もまた激しい恐慌のもとで破綻をきたした。中小地主を中心とする土地の取り上げや、小作料の引き上げが増え、地主・小作間の利害の対立は急速につのっていった。おのずと、激しい小作争議が起こった。そればかりではない。農民闘争の輪は自作農あるいは農業労働者までもまきこみながら、税金闘争、電灯料闘争、借金棒引闘争、賃金闘争等々さまざまな形態をとって広がっていった。²⁾農業問題は、激しい小作争議を主要な形態としながらも、同じく窮乏状態に陥った自作農あるいは中小地主層の不満がさまざまな農民闘争となって噴出するという形態をともないながら、激化していったのである。ここに農業問題のむずかしさがあった。

ただ、各々性格の異なる政治エネルギーではあっても、それらが一様に中小地主を含むさまざまな階層の農民を窮乏状態に落し入れた、資本主義体制にむけられる要素を含んでいるかぎりにおいて、反資本主義政治エネルギーであることに変りはなかった。加えて、さまざまな形態をとりながら盛り上がる農民闘争は、労働争議の激化や破綻に瀕する中小商工業者の不満の

* 秋田県立農業短期大学・講師

1) 昭和恐慌時の農村の惨状については周知のことも多いゆえ詳述をさける。とりあえず崎山耕作『昭和農業恐慌の歴史的位置』(講座「日本資本主義発達史論 III」所収), 中村政則『大恐慌と農村問題』(岩波講座「日本歴史 19」所収), 下村千秋『飢餓地帯を歩く』(「中央公論」昭和 7 年 2 月林茂編「ドキュメント昭和史」1 所収)などを参照。

なお、米・繭価および農家経済の推移については、拙稿『ファシズム体制期日本農業問題処理機構の研究序説』(「農業経済研究報告」第 17 号東北大農経研究室) の図 11 および図 8 ~ 10 参照。

2) 栗原百寿「現代日本農業論」下 149 ~ 150 頁。

爆発ともあいまって、放置しておけば体制を搖がす一大政治エネルギーの高揚を招くことは、必至であった。昭和恐慌を契機として、資本主義体制は、文字通り危機的状況に追い込まれていったのである。

昭和恐慌前に描かれた、産業合理化、緊縮財政、金解禁等を手段しながら支配的資本の蓄積様式にもとづいて資本主義体制の再編成を図ろうとするプランは、大恐慌と爆発する反体制政治エネルギーを前にして、破綻を宣告された。もはや従来の延長ではない、新しい形で資本主義体制を維持する施策が、発動を要請されたのである。そして資本主義体制を維持しようとする新しい施策が有効であるためには、少くともつきの2つの任務をそれなりに果たすようなものでなくてはならなかった。

第1の任務は、沸き上がる反体制政治エネルギーを、結果的に資本主義体制を維持するエネルギーに切り換えるような政治状況を演出していくということ。

第2の任務は、体制危機の震源地である失業とりわけ農業問題を緩和する経済的条件を準備していくということ。危機の日本資本主義は、何らかの形でこうした政治・経済的任務を遂行しなければ、もはや一国の社会体制として存続することが不可能な局面に立たされたといってよい。農業問題の処理に即して、任務遂行の経過を詳しくたどる前に、その後の歴史過程を大まかにたどっておけば、およそつきのようであった。

まず、政治過程の方からみていけば、種々の政治エネルギーから左翼的衣をはぎとる作業は、左翼勢力の混乱と治安維持法の強化による強権的弾圧によって、昭和恐慌以前に大体完成されていた。例えば、昭和3年の3・15事件、昭和4年の4・16事件という相次ぐ社会主義者の大量検挙によって、共産党組織は32テーゼ以前にはほとんど大衆的基盤を喪失していた。そして、これと並行して、反コミンテルン社会主義、反資本主義を共通スローガンとする右翼的急進運動が、農村の窮乏と都市中小生産者の没落を政治エネルギーの土壤としながら、台頭してきたのである。

そもそも、農民をはじめとする中小生産者の多くは、産業合理化運動による資本主義的社会編成の下で、没落に追いやられようとしていた。したがって、彼らを没落に追いやる主役であった巨大財閥資本および政党政治に敵意を強めつつあった。しかしそれ以上に、中小生産者たることを根底から否定してしまいかねばならない、輸入版コミンテルン社会主義には、敵意をいだいた。こういう反資本主義的かつ反社会主義的な中小生産者としての農民の体質が、自ら組織化しないまま蓄積した憤りや怒りを政治エネルギーを、少数右翼グループによる未組織急進運動に委譲していったのであろう。³⁾

急進運動は、一方で、財閥と癒着した政党政治を激しく攻撃し、他方で、家父長的家族制度、勤勉実直、淳風美俗等々を内容とする伝統的な国体明徳運動、およびそのもとでの王道樂土の建設による中小生産者としての自立を熱狂的にうたうえた。そのかぎりでこうした運動は、没落に瀕する農民をはじめとする中小生産者から、相当の精神的親和力をもって迎えられる要素

3) 大内力「ファシズムへの道」(「日本の歴史」24), 473~474頁参照。

があったに違いない。

昭和5年の浜口首相狙撃事件に端を発する急進運動は、軍部皇道派青年将校を巻き込みながら、昭和6年の3月事件、満洲事変、10月事件、7年の血盟団事件、5・15事件等にかかり、11年の2・26事件を最後に、その使命を終えたかのごとく歴史の舞台をおりていくことになる。しかしこの過程で、急進運動は、王道樂土の夢を託す地、満洲を獲得し、同時に財閥に転向声明を余儀なくさせることで反資本主義のメンツをたてながら、軍部の政治的台頭による議会政治の崩壊⁴⁾、挙国一致内閣の登場という新しい政治状況を切り開いていくことになった。さまざまな反体制政治エネルギーは、憂国の志士達による一揆主義的反乱のうちに半ば解消されながら、ついには軍部とそれをとりまく官僚、政治屋グループによるファシズム体制の形成エネルギーへ統合されていったのである。

ただ、国民による組織的認可はもとより、その批判をも閉ざしながら形成運動を開始した日本のファシズムは、いかに軍部主導とはいえ、絶え間ない主役の交代をともなう勢力争いをさけることはできなかった。ヒットラー的英雄を育てる政治風土にめぐまれなかつた日本ファシズムは、絶えず分裂⁵⁾拡散する遠心的政治状況を外側から牽制し、籠をはめるべく、現人神天皇がもつ求心力にすがらざるをえなかつたのである。それに、家族主義的日本共同体の長たる資格で、錯綜した反体制政治エネルギーを上から統合するうえでも、天皇制の果たす役割は大きかったに違いない。天皇制をイデオロギー的支柱とする特異な日本のファシズムがうまれたゆえんであろう。いずれ、こういう形で

4) ドル買い事件などを契機に、国民の反財閥感情は高まり、あいつぐ右翼のテロ事件に対する財閥側の防衛工作として、国防社会事業への寄付が急増した。これが当時「財閥の転向」というようにいわれた。栗屋憲太郎編「ドキュメント昭和史」② 32~35頁、242~243頁参照。

5) 日本の急進ファシズム運動は「運動の実践的担当者が最後まで大衆的組織をもたず、また大衆を組織化することに大した熱意を示さず、むしろ小数者の『志士』の運動に終始したということあります。日本のファシズム運動にまつわる一つの英雄主義、つまり『志士』意識がその運動の大衆化をチェックしたのであります」丸山真男「日本ファシズムの思想と行動」58頁。

なお、ファシズム、ファシズム国家、ファシズム体制という言葉をどのような意味で使用しているか、一言ことわっておきたい。まず小稿でファシズムという言葉は、日本の過渡的体制の政治形態という意味で使用している。その具体的な内容は、本文で述べるような特殊性をもっていたとはいえ、ひとまず、さまざまな政治エネルギーの階級的性格を不明瞭としたまま、全体主義的に統合していくという色彩が非常に強かったことは、争えない事実だからである。また、ファシズム国家とは、こうした政治形態の担い手（日本においては、軍部と官僚層）に主導された過渡的体制の国家形態という意味で使用している。最後に、ファシズム体制という時は、過渡的体制をひとつの社会体制として総称する固有名詞として使用している。過渡的体制の様々な形態からこの時期のそれを区別して扱いたいからである。加えて日本のファシズム体制というときは、本文で述べるような、日本の特殊性をもったファシズム体制を強調する意味で使用している。

以下の諸点については研究史上、様々な議論のあるところであろうが、小稿ではとりあえず仮説的に以上のような意味で使用することにする。

6) 丸山真男がいように、ドイツがワيمアル民主主義を基盤としてプロレタリアートの組織が形成されていたのに、日本はそうした歴史経験をもたなかつたことが、ファシズム形態の相違をもたらしたのであろう。同上、80~86頁参照。それはまた、帝国主義段階の末期に資本主義化を開始した日本資本主義の後進国的特点に由来する面が大きいといってよい。この点については、大内力「日本経済論」上第6章および宇野弘蔵『資本主義の成立と農村分解の過程』（「農業問題序論」所収）を参照。

反体制政治エネルギーの多くは、特異な日本ファシズムの形成エネルギーに切り換えていったといつてよい。そして2・26事件になると、今後は右翼急進運動すらもが、自らその形成期に一役かったファシズム体制の自己運動の下で、強権的に統制されていくことになる。

つぎに、第2の任務である失業・農業問題を緩和させる経済的条件を準備する作業も、ファシズムの形成に経済的根拠を与える形で進められていくことになった。こうした経済的条件を準備するにあたって大きな役割を担ったのが、管理通貨制の実施であった。これによって、金準備に制約されない人為的な通貨の増発（日銀引き受けによる赤字公債の大量発行）が可能になったからである。それまでの井上緊縮財政が、高橋膨張財政にとってかわられた。ただ、その後、一般的な有効需要刺激政策が実施されたわけではない。確かに時局匡救費に対する財政放出などは、ミニ・ニューディール政策であった。しかし、その比重は全体からみればわずかなもので、主役は、植民地開発費を含む軍事費に対する膨大な財政放出であった。満州事変から満州国建設へとひた走る軍部の政治行動がそれを挑発した。軍需の拡大によって、重化学工業部門は一躍活気を呈し、ソーシャルダンピングとして海外のひんしゅくを買った輸出の急進と合わせて、景気の回復はかなり急速に進んでいくことになる。失業問題を緩和させる経済的条件は、こういう形で準備されていくことになった。

しかも、反財閥資本主義を掲げる右翼急進運動のたてまえからして、当初、満州国開発費を含む軍需の多くは、いわゆる新興財閥という新しい企業勢力に発注された。財界要人へのテロルと合わせて、軍部による財閥資本へのこうした仕打ちが、財閥資本をして「転向声明」を発表させるにいたったゆえんであろう。かつて、財閥資本は、政党政治という衣を身にまといながら、資本主義的社会編成の主役としてふるまうはずであった。しかし、その資格は、大恐慌と激發する労働・農民運動＝体制危機の成熟という嵐を前にして失われた。その結果、はからずも転向声明によって偽装しながら、過渡的体制の編成者として成長しつつあった軍部主導型ファシズム国家への譲歩を迫られていたのである。資本主義体制を維持する任務は、いまや資本の手から軍部・官僚主導型ファシズム国家の手に委譲されつつあった。資本による社会編成運動が失業・農業問題に対してなす術を失った以上、体制の危機を乗り切る作業は、国家の手によるより他に方法がなかったからである。それはまた、崩壊の危機に直面した資本による「自己保存」の形態であったといつてよい。事実、軍部・官僚主導型ファシズム国家は、一揆主義的運動を介して大衆の不満を一把ひとからげに吸収し、それらを王道樂土満州に解消することで民意をとらえつつあったばかりではない。通貨の管理とそのもとで可能になった赤字公債による財政膨張によって、経済過程への影響力を格段に大きくしつつあった。こうした、政治

7) 前掲、拙稿でみた宇野弘蔵のこうした視点と似かよった指摘は、最近のファシズム研究者の論文にも認めることができる。「ファシズム運動が『力』への讃美へと大衆を誘導しつつ、大衆を『直接』に組織化してゆくにしたがって、情勢を開拓する見通しを立てえなくなっていた支配勢力はむしろこうしたファシズムの『力』に追随することによって、ファッショ体制のなかで、自らの利益を維持しようとする方向に転じてゆくのであった。」 古屋哲夫『日本ファシズム論』（岩波講座「日本歴史」20所収），83頁。

的かつ経済的機能こそ、軍部・官僚主導型ファシズム国家の手に体制維持の権限が委譲される根拠となっていた。日本の過渡的体制は、日本的なファシズム体制という形をとて、形成運動を開始したのである。

しかし、ファシズムが究極において資本主義を否定するものでなかった以上、さまざまな局面を利用しながら、資本が蓄積基盤の拡充を図る道は残されていた。そればかりではない。日華事変以降、戦線の拡大をはらみながら、大衆と隔絶したところで自己運動を開始したファシズム体制は、莫大な軍需物資の動員にあたって、以前に激しい批判をあびせたはずの旧財閥資本に依存するようにすらなったのである。もっとも、その過程が、ファシズム体制の破綻と歩調をともにしていたわけではあるが。

とりあえず、以上のような一般的動向を念頭におきながら、つぎに日本の過渡的体制をファシズム体制と呼ぶにふさわしいものへと盛り上げていった過程を、農業問題の処理という具体的な事実関係に即して検討していくことにする。なお、この時期を分析するにあたって、本来分離しない政治過程と経済過程を、あえて分離して扱っているのは、もっぱら分析の都合上そうしたまでである。それと、以下では、この時期の経済過程が政策的に誘導された側面が非常に強いことをかんがみ、経済過程とはいわず政政策過程と呼ぶことを、あらかじめことわっておきたい。時期としては、一応日華事変以前までを対象としている。

I 農業問題処理の政治過程

昭和恐慌後の農業政策があわただしく登場するにあたって大きな力をなしたのは、昭和7年の第62議会、63議会めがけて殺到した、激しい「農村救済運動」であった。前年の満州事変、血盟団事件、そして同年の5・15事件と、戦争とテロルに色どられた「非常時」のもとで、報道機関はさかんに「恐慌下農村の惨状」⁸⁾を書き立てた。その勢いにのって議会への請願運動は、熾烈をきわめたのである。運動を担ったのは、8つほどあった。⁹⁾その中心をなしたのは、「自治農民協議会」である。この協議会は「権藤成郷の農本主義を基調として『階級的農民運動および国家社会主義等のファッショを排撃しもって地主・自作農・小作人をうつて一丸とする君民共治農本自治の達成を目的』」¹⁰⁾とする団体であった。長野県の長野創（長野県日本農民協会）、和合恒男（瑞穂精合）、宮城信一郎（解放戦線社）、茨城県の橋孝三郎（愛郷塾）らによって組織されたこの団体は、農民5万人の署名を集めた請願書を議会に提出した。請願書の内容は、農家負債3年間据置、肥料資金反当1円補助、満蒙移住費5千円補助などであった。そして、こうした運動に同調するかのごとく、他の諸団体による農村救済の請願運動は、つぎつぎと議会にむけて放たれたのである。ただ、そこにみられる要求の内容は、ほとんど大同小異であった。すなわち、共通にかけているものは、農村の負債整理で、ほと

8) 「日本農業発達史」8（井上晴丸稿、のち井上晴丸「日本資本主義の発展と農業および農政」所収）31頁。

9) 詳細は、青木恵一郎「日本農民運動史」（第4巻）、304～306頁参照。

10) 同上、304頁。

んどの請願運動が一時的なモラトリアムの実施を求めていた。そのほか、低利資金の供給、農産物の価格補償、小作料や税金の支払猶予、農業資材に対する補助、肥料、農薬の国家による無償配給などが請願運動の内容をなしていた。

いま、こうした運動がもっている特徴をあげるなら、各種政治屋グループによる大まじめな「非常時」宣伝にもかかわらず、ほとんど農民層を組織的に動員することのない、文字通りの請願運動であったということである。程度の差はあるが、農村在住の中小地主層を含めて広く農家を襲った窮乏は、せいぜい署名活動に反映されることはあっても、それ以上に組織化されることはないかった。というより、そもそも中小在村地主から小作にいたる不満層を組織化しようとすれば、それら諸階層の対立する利害をときほぐしながら、改めて統一を見出していくという、困難な作業をともなわざるをえない。それよりはむしろ、さまざまな不満を一把ひとからげに「君民共治農本自治の達成」¹¹⁾といった抽象的スローガンにまとめ上げた方が、はるかに容易である。こうして、農村の政治危機は、組織化されることのないまま右翼急進運動によって代理され、テロルを武器とした議会への請願運動に吸収されていったのである。同時に、代理政治屋グループによるこうした運動が、犬養首相の射殺後に海軍大将斎藤による挙国一致内閣を登場させ、ファシズム体制の形成に大きな役割を担ったことはいうまでもない。その後、各種請願運動に盛り込まれていた内容は、概ね以前にそれがもっていたトーンをかなり弱められながらも、何がしかそれに応える内容をもった、国による政策的対応を実施させていったのである。

なおこのころ、いわゆる左翼陣営の農民運動の方は、まったく不振であった。階級政党を自認すればするほど、いわゆる半封建的農村の複雑に入り乱れた政治エネルギーをとらえきれないまま、分裂をかねていたからである。¹²⁾そしてついには、3・15、4・16事件による弾圧によって、ほとんど大衆的影響力を失っていった。農村の反体制政治エネルギーは、ひとまず一連の急進運動によって代理され、その多くが農村救済の請願運動に吸収されたのである。

そして、請願運動に吸収された反体制政治エネルギーを、反資本主義であると同時に反社会主義でもあるという側面から消化すべく準備されたのが、伝統的家族国家觀に基づく共同国家体制の建設であった。すなわち、私的利潤の追求にのみ奔走する資本主義が高揚を余儀なくした反体制政治エネルギーは、天皇を家長とする家族主義的共同国家体制の建設過程に溶解されようとしたのである。そのための具体的施策として、農村において大きな意味をもつたのが、農山漁村経済更生運動であった。農民の錯綜した反体制政治エネルギーを溶解させる装置は、中央政府から末端市町村ひいては部落にまで及ぶ、更生運動の組織づくりという形をとっ

11) 同上 304頁

12) 田中学氏によれば、この時期の労働運動が三つの流れに分裂——左派＝コミュンテルン、日本共産党の革命路線、右派＝反コミニズム改良主義、中間派＝合法社会主義——したのに対応して、農民組合も政党との関係を通して三つの流れに分裂系列化されていったという。田中学『日本資本主義の階級関係』(雑誌「経済学批判」I, 所収) 156~157頁参照。

てすすめられたのである。

以下農業問題の政治的処理という視角から、経済更生運動およびそれと関連する諸施策に焦点をあてて検討してみることにする。

1 農山漁村経済更生運動の政治的性格：

農山漁村経済更生政策の目的は、矢継早に打ち出される応急対策「をして一時的効果に止まらしめず農山漁家の経済生活を安定せしめ、更に将来に向って其の福利を増進せしむる為に……農山部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神を活用し……農山漁村に於ける産業及経済の計画的組織的刷新を」¹³⁾ 図っていくことにあったという。このことからもわかるように、経済更生政策は、隣保共助の精神昂揚を要としているという意味で、単なる政策というよりは更生運動という色彩の強いものであった。それゆえ、以下では更生運動と呼ぶことにする。最初に更生運動の実施機関についてのべ、つぎに、更生運動の具体的な内容を検討していくことにする。両方の角度から検討することによって、運動の性格を、よりはっきりさせることができると違いないからである。

そこで、更生運動の実施機関であるが、上は中央政府から下は末端市町村ひいては部落にまで及ぶ、更生計画の樹立およびその実施機関が整えられていくことになった。まず中央の機関として、農林省に経済更生部が設置された。内務省地方局、社会局、文部省社会教育局、内閣東北振興事務局等も協力機関として名をつらねることになった。帝国農会をはじめとするいくつかの農業団体も、協力団体として活動することになった。産業組合も事実上有力な協力機関として組み込まれることになった。

というのは、産業組合は一応これとは別に、「昭和7年4月の第28回全国産業組合大会で、全産業組合の意志として産業組合拡充五ヶ年計画を樹立し、組合運動の方向を明らかにし」ていた。激化する恐慌が産業組合の資金事情を悪化させ、いわゆる「不明誉」な解散がふえてきていたからである。¹⁴⁾ 資金事情の悪化を招いた直接の理由は、つぎのようなことにあった。ひとつは、農民に対する貸付が、農家経済の破綻により回収不能になったことである。あとひとつは、余裕金の運用先であった地方銀行が、金融恐慌を契機に軒並みに整理倒産し、運用資金の多くが踏み倒されたためである。昭和2～6年までの休業銀行に対する産業組合の預金額は、1,400万円にも達していたという。¹⁵⁾ 産業組合は、みずからが陥った経営危機を乗り切る為にも、何らかの起死回生策を打ち出さざるをえなくなっていた。その場合、産業組合の土台たるべき農村が、反資本主義的政治エネルギーの錯綜をともないながら窮屈をきわめていた以上、こうした事情に対応する新しい指導原理を必要とした。中央会主事干石興太郎をして「『資本主義経済』は『自由競争に反して単に資本そのものの

13) 「農林行政史」第2巻、1147頁。

14) 「農林行政史」第2巻、1156頁。

15) 寺田由永「日本農業協同組合論」、72～73頁参照。

利潤を獲得するが為の専制主義となつたのであります。』』といふ、反資本主義的態度を表明させるにいたったゆえんであらう。こうして産業組合は、「¹⁶⁾独占資本主義に対抗してそれを克服するための組織（産業組合主義経済組織一引用者）をつくろうとする方向に向う」ことになった。その組織といふのは、「彼（千石主事一引用者）によれば『¹⁷⁾産業組合の各種形態の活動範囲を拡充するとともに、其の相互間の連絡と共同を組織的ならしむることに依って実現せらるべき相互共同の新経済制度』のことであつた」という。産業組合¹⁸⁾拡充計画は、こうした線でまとめられていった。

期を一にして、更生運動の方も、計画樹立方針の中で「『全般に亘る販売、購買、金融、利用等に関する経済更生計画の実行は産業経済の機関たる産業組合として其の衝に当り』、『農家は以上の目的を徹底する為総て産業組合に加入し産業経済の共同範囲を益々拡張する上に遺憾な』いように求めてい』た。そのためか、更生運動が実施に移されると、産業組合側はこの運動が「産業組合の設立、普及ならびに組合員の拡充を奨励し、併せて組合の機関および内部組織の刷新改善、事業の促進、組合精神の普及徹底を強く要求している¹⁹⁾」と評価し、産組拡充計画と更生計画は事実上一体となって推進されることになったのである。

しかも、拡充五ヶ年計画にあたって、産業組合法は、重要な改正がなされている。すなわち「在來の農家小組合を簡易法人とし、産業組合に加入させることにした」²⁰⁾からである。²¹⁾更生運動をして、中央から部落末端組織にまで及ぼしめるひとつの重要な政策ルートが、これによって与えられることになった。のちにまたふれるとして、ひとまず産業組合をも取り込んだ更生運動の中央組織は、経済更生部を中心とする行政組織の周辺に農業諸団体を協力機関として配置するという形でととのえられていった。それにともない、地方においても、種々の対策が講じられることになった。

まず、大多数の都府県で「経済更生計画施設所管課ならびに関係職員の設置」²²⁾がなされるとともに、更生計画の樹立実行を指導する機関として道府県経済更生委員会が設置された。委員会の「会長には知事または内務部長があたり、委員は地方府関係職員、民間、さらに団体関係者、農山漁村の実状に精通するものから選任された」²³⁾内務、農林、農業団体体、その他といふいわば寄合所帶の委員会が設置され、これが町村の指導にあたることになったのである。しかし、更生運動の性格からして、何といっても重要なのは末端の町村組織である。それは機能面からみると2つの組織に分けられた。

まず、農林省の指示のもとに更生計画を樹立する機関として、町村経済更生委員会が設置

16) 寺田由永「日本農業協同組合論」、90頁。

17) 同上，91頁。

18) 同上，90頁。

19) 同上，101頁。

20) 「農林行政史」2巻、1156頁。

21) 寺田由永「日本農業協同組合論」、102頁。

22) 「農林行政史」2巻、1156頁。

23) 同上，1158頁。

された。この委員会は「町村吏員，学校教職員，農会，産業組合，森林組合，漁業組合，その他の団体関係者，農林漁業の経験者等，その町村の主要人物を網羅して組織」された。²⁴⁾ つぎに，実際に更生計画を実行していく機関であるが，まず部落単位に任意申合せ組合として普及してきていた農事実行組合が，「基礎的実行機関」として更生運動の最末端に配置された。農事実行組合が「部落における共同生活上の……伝統的協同精神，すなわち隣保共助の精神を共同的要因の基調」²⁵⁾ にしているという，更生運動の末端組織としては，このうえもなくふさわしい性格をもっていたためであろう。そのことは，農林省經濟更生部長小平権一が「農村經濟更生運動の指導精神を『二宮尊徳の精神に求め，部落実行組合を………更生精神の温床として道徳と經濟の一致による更生をはかる』」²⁶⁾ ことにおいていたことからもうかがわれる。さらに，「5人組の復活」が提唱され，それが「事業班」として実行組合の下級単位にされた。実行組合という生産農民の任意の結合組織が，更生運動の中であらためて見直され，農業問題処理のための最末端における協同連帶組織として再編成されていったのである。

そしてこうした組織を，シュルツェ式組合を範として組織された産業組合がもっている近代的協同組合主義²⁷⁾で補強するため，ほぼ町村単位に組織されている産業組合へ実行組合を加入させることが推進された。「販売，購入，金融，利用等の經濟行為については，つとめて産業組合に加入してこれと一体となってその任務を完了」²⁸⁾ することが求められたのである。²⁹⁾ ただ，これまで農会が実行組合の指導奨励をすすめてきたいきがかり上，販売の相当部分は農会系統に残された。実行組合の産組加入をめぐって「農会と産業組合の対立が，農産物の販売を中心として激化せしめられ………産業組合がその態度を緩和」³⁰⁾ せざるをえなかったからである。加えて，「農事の改良，部落その他の諸施設については，農会その他の団体と連絡協調する」ことが求められた。町村，学校もまた必要に応じて計画の遂行にあたることとされた。³¹⁾ こうして，更生運動の町村組織は，更生委員会が計画立案し，その実施機関としては実行組合を最末端の単位としながら，それを対市場的な經濟活動については産業組合，農事の改良指導等については農会，教育教化については学校，そして全体の統制については町村行政機関が，それぞれ組織的に関与するという形がつくられたのである。

さて，以上みてきたような実施機関を介して，更生運動がおこなわれることになったわけであるが，ここに更生運動のもっている性格がかなりよく示されているといってよい。それは，この運動が地主層を含むほとんどあらゆる階層を更生運動の何らかの担い手として組織的に配置しているということである。更生運動は，いわば階級宥和的協同連帶運動という性格を

24) 「農林行政史」2巻，1159頁。

25) 同上，1161頁。

26) 棚橋初太郎「農家小組合の研究」，134頁。

27) 同上，134頁。

28) 同上，48頁。

29) 「農林行政史」2巻，1161頁。

30) 棚橋初太郎「農家小組合の研究」，47頁。

31) 「農林行政史」2巻，1161頁。

もって実施されることになったといってよい。

たとえばいま、最末端の農事実行組合に組織された組合員の性格をみると、地主 2.8%，自作農 29.40%，自小作農 41.98%，小作農 23.51%，その他 2.17%³²⁾となっている。また時代はすこし下るが、1941 年のそれぞれの階層の組織率をみると自作 97.8%，自小作 98.0%，小作 97.0%，地主 74.6%，その他 26.5%³³⁾となっている。地主層およびその他の組織率が低いほかは、ほぼ農村の階層がまんべんなく実行組合に組織されている。以上のことから部落を単位とする農事実行組合は、「農村の社会的構成を反映して」³⁴⁾おり、いわゆる貧農といわれる層でも「決して排除されていないであろうことは容易に考えられる」といってよい。

ただ、実行組合長の出身階層は、自作、自小作がそれぞれ 50%，32%，計 82%³⁵⁾ほとんどをしめている。この点からいうと、農事実行組合は、一面で確かに中堅耕作農民の利害を強く反映する組織構成をとっている。農事実行組合が、生産農民を中心とした組織であることを想起するなら、農業生産力の中心的な担い手である中堅農民のリーダーシップが強いことは、ある意味で当然であろう。しかし、当時の農業生産力の水準では、中堅農民が単独で生産力を自立化したわけではない。そこに、農事実行組合が中堅農民をリーダーとしながらも、広く農民層を組織化する根拠があった。それゆえ、農事実行組合は、伝統的な隣保共助の階級宥和組織という性格をも合わせもっていたといってよい。しかも実行組合に対する町村指導機関の構成をみれば、更生運動の階級宥和的性格はよりはっきりする。

たとえば、昭和 7，8 年のものと思われる産業組合の構成メンバーをみると、地主 5%，自作 24%，自小作 38%，小作 21%，その他 12% となっているが、全体の 5% をしめるにすぎない地主層が組合役員数の 36% をしめ、ついで自作農が 48%，自小作層 11%，小作層にいたってはまったくない³⁶⁾明らかに地主、自作的な利害が強く反映する組織構成になっている。さらに農会の場合には、旧来の性格からいっても地主的利害が相対的に強いことは当然予想される。事実、会員中にしめる地主の比率は 22.8%，代議員中にしめる地主の比率は 30.7%³⁷⁾と高い。³⁸⁾それに町村機関については、地主層を中心とする名望家層が支配的であったことは、想像に難くない。

以上、町村組織全体としてみた場合、更生運動は中堅耕作農民の利害（部分的には小作貧農層を含めて）を運動組織に反映させるという新しさをみせながらも、その突出を旧来からの地主的名望家秩序によって牽制しながら、総体として階級宥和的協同連帶運動によって農業問題の処理をはかっていこうという性格のものであったといってよい。そして、こうした

32) 数字は昭和 8 年の調査結果で、棚橋初太郎「農家小組合の研究」、69 頁、第 14 表による。

33) 数字は、石田雄「近代日本政治構造の研究」、235 頁の表による。

34) 棚橋初太郎「農家小組合の研究」、71 頁。

35) 同上、70 頁。

36) 数字は石田雄「近代日本政治構造の研究」、238 頁の表による。

37) 同上、232 頁の表による。

38) 同上、230 頁、および 231 頁の表による。

末端組織に対する指導およびそれらの統合は、国家官僚組織のリーダーシップのもとに編成された中央機関の任務とされたのである。

さまざまな農民層の錯綜した反体制的政治エネルギーは、憂國の志士達による急進運動によって代理され、各種請願運動を介してそれなりに国家による対応を喚起したことについてはすでにふれた。更生運動とは、そういう錯綜した政治エネルギーを階級宥和的協同連帶運動に溶解しながら、農業問題の処理を図ろうとしたものといってよい。そして、その過程で、国家官僚組織を頂点とし、農村最末端にまで及ぶ全体主義的組織が整備されていったのである。更生運動を介して、農業問題の処理とファシズム体制の形成は、互いに因となり果となるという連動した関係をもって推進されたのである。つぎに、さまざまな政策を盛り込みながら実施された更生運動の内容に立ち入ることによって、その点をもう少し確かめてみたい。

まず更生運動は、毎年 1 千町村、12 年間に 1 万 2 千町村の指定村を設定し、そこでつぎのような計画事項を達成していくことによって、昭和 7 年からスタートした。主要な計画事項は 10 項目ほど上げられたが、「個々の町村が具体的に立案するに当っては、……項目を取捨配分し、……事情により逐次修正」³⁹⁾しながら実施することが望まれた。その結果、大多数の町村において、まず取り上げられたのは、累積する農家の負債整理と産業組合の拡充であった。更生運動の根本が、疲弊する農家の経済的更生にあった以上、累積する負債をどう整理していくかが、緊急の課題にならざるをえない。しかも、単に一時的なものにとどまらず、根本的に負債整理をすすめていくということになれば、どうしても農家の所得基盤を拡充していくことが必要になる。負債整理はおのずと経営改善にまで及んでいった。と同時に、対市場活動的な面で農家がこうむる不利益をもカバーしていくなければならない。従来、実行組合単位におこなわれ、一部農会も関与してきた共同販売、共同購入をもっと組織的におこなうことが必要になる。4 種兼営の産業組合網を拡充していくことは、前に述べた組合側の事情はもとより、いわばシェーレ緩衝装置の整備により農家経済の更生を図るという面からも、重要であった。こうして、末端における更生運動は、負債整理と産組拡充を車の両輪とし、隣保共助の精神にもとづく協同連帶運動を動力としながら、推進されたといつてよい。またその過程に必要なかぎりで、のちに検討するような様々な施策（各種経営改善策、自作農維持拡充、小作争議の調停、満州移民）も動員されていった。同時にこの過程で、農村にうっ積している反体制政治エネルギーも、適当に発散の場を与えられていくことになる。

そこで、負債整理事業からみていくと、これはすでに述べたように、救農議会において大きな問題とされ、何らかの国の施策が緊急に求められたものである。当時農村の負債は、「総額 47 億 1 千 7 百万円 …… 農家一戸平均 837 円」⁴⁰⁾にも達していた。その利子負担だけでも、純利益の 3 割弱にも達していたという。各種請願運動が、ほぼ共通して農家負債に対す

39) 「農林行政史」2巻、1172頁。

40) 河田嗣郎、畠正夫「農家負債と其整理」、384～385頁。

るモラトリアムを求めたゆえんである。しかし、当初「弁護士諸君は、三年間モラトリアム法律案の提出を『指を切って』誓約した」にもかかわらず、結局実施されることなく終った。⁴¹⁾ 「一口に農村負債といつても地主の負債と、地主が債権者として立つ農村内部の貸借関係とがある」という具合に、⁴²⁾ 農村内部の利害関係が複雑にからんでいる以上、とても一律に実施できるようなものではなかったからである。モラトリアムは、よりトーンを弱めた、負債整理組合法（昭和 8年第 64 議会で成立）に衣替えされた。農山村居住者の経済更生を図るため、隣保共助の精神にもとづき負債整理組合——部落ないしはこれに準ずる区域を原則とする無限責任または保証責任組織——を組織させ、ここで立てられた負債償還計画、経済更生計画の実施により農家負債の整理を図っていこう。⁴³⁾ その場合、「負債の条件緩和については、まず組合が斡旋し、それがならないときは、市町村負債整理委員会において斡旋し、それがならないときは『金銭債務臨時調停法』により、調停を裁判所に申し立てることもうるものとした」。⁴⁴⁾ このように、負債整理組合の主旨はあくまで、「負債の有る者も無いものも、又負債の多い人も少ない人も共々に一諸になって、村の経済更生という根本目的のために団結して……負債整理に協力」⁴⁵⁾ することにおかれた。それゆえ法にうたわれている、市町村および道府県、国による資金的手当は、あくまで隣保共助の精神を補強するという、どちらかといえば 2 次的な意味を与えられていたといってよい。

事実「負債整理組合が設立されたところにあっては、……元金の約 3 割が削減され、其の残余負債の半ばは政府から融通せられた所の負債整理資金に代置せられ、その余も利率、償還年限等の点で条件は可成り緩和」⁴⁶⁾ されたといわれる。たとえば、和歌山県伊那郡河根村の事例によれば、要整理負債額のうち 28.7 % は条件緩和によって切捨てられたという。⁴⁷⁾ なお条件緩和にあたっては「対人信用隣人信用に基づく所の個人よりの負債に於て、より多く……隣人的互譲共助の精神は農町部内に於ての比較的たやすく見出された」と報告されている。昭和 10 年の農林省経済更生部の調査によれば、負債総額約 41 億円のうち、個人からのものが 32 % と最も多かったわけで、その点からすれば隣保共助の精神による負債整理は、それなりに効を奏したものと思われる。なお、個人の中には金貸、質屋、商人も含まれているが、島根県荒木村の例によれば、「如何なる債権者といえども等しく人間である限り、……債務者の誠実な義務観念の発動如何に対応して極て靈妙に変幻し……世の

41) 「日本農業発達史」第 8 卷、32 頁。

42) 同上、33 頁。

43) 「農林行政史」第 2 卷、204 頁。

44) 同上、205 頁。

45) 河田嗣郎、裕正夫「農家負債と其整理」、251～252 頁。

46) 同上、245 頁。

47) 同上、304 頁参照。

48) 同上、304 頁。

49) 「農林行政史」第 2 卷、197～198 頁参照。

高利貸なるものも……債務者の態度如何に依⁵⁰⁾っては「仏たらしめる」⁵¹⁾と報告されて
いる。負債整理の相当部分が、改めて法制的に補強された伝統的隣保共助の精神に委ねられ
たのである。そして、この過程は事実上更生運動と一体化しながら、実際の負債整理の効果
以上に階級有和的協同連帶運動の絆を強める作用をもったに違いない。

しかし、負債条件が緩和されたといつても、それだけで負債整理が終わるわけでは、むろ
んない。返済資金を捻出する手段が、何がしか講じられる必要があった。その基本は、農家
自身の勤勉と節約による自力更生に置かれたが、それを補う意味で負債整理組合単位——そ
れは、同じ部落組織ということで大半が農事実行組合とかさなっていたと思われる——に、
様々な共同事業が実施されることになった。共同事業は「生産並びに流通（消費のための流
通をも含む）の両局面に瓦るのみならず、……農家消費者生活の中の領域まで立ち居る」⁵²⁾
という具合に、多種多様であった。

こうした共同事業により、隣保共助の精神をより一層はぐくみながら、同時に負債整理資
金を共同で積み立てるという方法が各地で実施されたのである。更生運動の樹立方針に盛ら
れている、労力利用の合理化、農業経営組織の改善、生産費その他経営費の軽減、生産方法
の改良及び生産の統制、農家経済の改善等に該当する事業は、事実上実行組合単位に負債
整理のための所得基盤の拡充を図る手段たる意味合を強く持ちながら、実施されたようである。

負債整理事業は、まさしく階級有和的協同連帶運動を標榜する更生運動を、具体的に内容
づける事業であったといわねばならない。ひいては、負債整理事業の実施を媒介として、実
行組合を単位とする、生産から生活レベルにまで及ぶ、農村 最末端での組織化が推進されたので
ある。

そして、こうした組織を基礎単位としながら、さらにそれを対市場活動的な面（樹立方針
でいう生産販売の統制、農業経営用品の配給統制）から補強しようとしたのが、4種兼営の
産業組合であった。しかし、産業組合は、單にこうした経済面からの補強装置として機能し
ただけではない。農村にうっ積する反体制的政治エネルギーを適度に吸収しながら解消する
という、政治的機能をも合わせ持っていた。

そもそも、産組拡充計画が、すでにみたように反資本主義的立場をとり、資本主義經濟組
織にかわって産業組合經濟組織という「相互協同の新經濟制度」を打ち出していた。しかも、
拡充運動の過程でかなり激しく展開された中小商工業者による反産運動が、産業組合側の反
資本主義精神に油を注いだのである。産組拡充運動は、農村にうっ積する反体制的政治エ
ネルギーを動力とし、かつ少なからずそれを運動の過程で解消しながら推進されることにな
った。むろん、反資本主義とはいっても、階級的性格を尖鋭化させながら資本主義に敵対する
というものではなかった。農村の陥った窮乏は、自由競争をないがしろにし、私有財産制度を

50) 河田嗣郎、裕正夫「農家負債と其整理」、415頁。

51) 同上, 415頁。

52) 同上, 358~359頁。

53) 共同事業の各県ごとの一覧は同上, 354~358頁に詳しい。

極度に濫用する専制資本主義に原因があるとし、そのかぎりで反資本主義的立場を表明したにすぎない。だから、反資本主義とはいっても、階級宥和的協同連帶運動の枠を脱するものでは、決してなかった。それゆえに、産業組合組織は、その拡充運動の過程で適度に反資本主義的政治エネルギーを解消しながら、農業問題の処理を担う有力な一員として再編成されたのである。反産運動に対して産業組合側から展開された反反産運動の過程を取り上げながら、やや具体的にみてみよう。

まず、反産運動の発端は、局部的なものを別とすれば、産組拡充 5 ケ年計画の実施によって与えられた。すなわち「米穀商、肥料商、文具商、医師会等が産業組合の販売、購買、医療等の事業のために影響をうけるものと考え、このまま放置しておくときは、……その事業の経営ができなくなるという危惧より産業組合に反対し、ついに全国的な政治運動を起すにいたった」⁵⁴⁾のである。中でも反産運動の旗手は肥料商であった。彼らは独自の運動を開くかたわら、反産運動の組織化を図るべく、日本商工会議所に働きかけ、「全日本商権擁護連盟」なる反産運動の中央連絡組織を結成するにいたったのである。連盟の「目標は、（1）商工業者の強力なる全国的結成を図り、（2）各府県にこれが支部を設置し、（3）かくして産業組合を打倒することに」⁵⁵⁾おかれていた。そして、地方における反産運動をバネとしながら、連盟により議会にむけて激しい請願運動が展開されたのである。⁵⁶⁾

請願条項はいくつかあるが、まとめていえば、産業組合に対する免税、補助金、および官憲の閥与等の各種特典を廃し、かつ組合の違法行為の取締りを強化せよということであった。こうした商権擁護連盟を中心に激化する反産運動に対して、しばらく静観していた産業組合側も、ついに反反産運動を組織することによって反撃に転じた。すなわち、昭和 8 年、産業組合側は「全国農村産業組合協会（通称農山協）」を設立し、「産業組合中央会の別動隊として、産業組合のために……政治運動をおこな」⁵⁷⁾うことになったのである。農山協は、第 1 回総会決議文で「農村は国民経済の基調をなし、強兵の源泉として国家隆昌の基礎を礎くべき重大な任務を有す。國家が農村に対して、保護助長の政策を講ずるは當然のこと、……農村窮迫の現状に在りては、更に之を強化せしむるの必要あり、……かかる正當なる自主的経済活動に対する凡ゆる防害は之を徹底的に排撃」⁵⁸⁾すとして、反産運動に断固たる態度で臨むことを宣言した。

加えて、農山協とともに実質的に反反産運動を担ったものは、同じく昭和 8 年農山協より前に組織された「産業組合青年連盟全国連合」（通称産青連）であった。産青連設立の主旨は、真摯な産業組合人としての修養をつみ、青年の熱と力を以て実践活動を通じ、産業組合運動の正しき発展および国運の伸暢に貢献せんとするにあった。それゆえ、産青連は、反反産運動組織として設立されたものではなかったが、反産運動が激化するのに対応して、

54) 「農林行政史」第 1 卷、1324 頁。

55) 日本農業研究会編「日本農業年報」第 4 号、138 頁。

56) 地方における反産運動の一覧については「日本農業年報」第 3 号、132～139 頁が詳しい。

57) 「農林行政史」第 1 卷、1349 頁。

58) 日本農業研究会編「日本農業年報」第 4 号、153～154 頁。

59) 「農業行政史」第 1 卷、1349 頁。

事実上は反反産運動の前衛として成長していったのである。なおこうした「産青連の運動に對しては、経済更生部においては、これを阻止しなかった」⁶⁰⁾し、また「上局よりたびたび注意があつたが、部長以下産業組合課員の態度はかわらなかつた」という。⁶¹⁾

事実、反産運動の請願事項に対する農林省経済更生部の考え方は、全面的にこれをしりぞけるものであった。すなわち、中小商工業者の疲弊の原因は、大企業組織にあり、産組にあるものではないというのがその理由であった。また各種特典についても、「必要であり」⁶²⁾官吏が産業組合の役員を兼ねることも「当然である」としてはねかえしている。そして、⁶³⁾脱法行為を除いては、「反産運動者の主張するところは、べつに根本的理由」⁶⁴⁾はなく「産業組合行政としては、いずれも採用すべきものではない」と断言している。産青連の活動は、こうした更生運動中央部の意向を背景として活気づけられたといってよい。結成当時の加盟者2万5千人が、昭和12年には39万2千人⁶⁵⁾と飛躍的にふえていることにも、産青連組織の伸長ぶりがうかがわれる。そして、こうした産青連を主体とする反反産運動こそ、「或程度農村不満分子をアクテープ・メンバーとして活動させ」ることによって、農村にうっ積している反体制的政治エネルギーを「中小商工業資本への反感にすりかえ」⁶⁶⁾るという、政治的効果をもつたといつてよい。「耕作農民の立場から産業組合の大衆化に薦進する」という産青連の運動がしばしばみせる勇み足も、すでにふれた寄合い所帯的更生運動組織によって牽制されながら、総じて階級宥和的協同連帶運動の枠内に押しもどされたに違いない。階級宥和的な「相互協同の新経済制度」の樹立を標榜する産組拡充運動の過程は、国家官僚機構を推進運動の頂点とし、多分それによって演出されながら、産業組合を農業問題処理機構の有力な一員として再配置していく過程でもあった。

さて、以上でみたように、負債整理と産組拡充を車の両輪とし、隣保共助の精神を動力として展開された経済更生運動は、伝統的な実行組合組織に産業組合を接木しながら、それを国家官僚組織に統合することで農村最末端に至るまでファシズム的な組織体制を拡充させていった。そしてこうした組織形成過程で階級宥和的協同連帶運動をはぐくみながら、激化する農民の反体制政治エネルギーをその内に消化していくとしたのである。経済更生運動の政治的意義は、まさしくこの点にあったといつてよい。⁶⁷⁾なお、こういう形で農業問題の政治的な処理を決定づけたのは、農村分解が不徹底な後進資本主義国の產物として、いまだ農

60) 「農村行政史」第1巻、1350頁。

61) 同上、1350頁。

62) 同上、1329頁。

63) 同上、1330頁。

64) 同上、1330頁。

65) 同上、1330頁。

66) 数字は同上、1349頁による。

67) 石田雄「近代日本政治構造の研究」、233頁。

68) 同上、232頁。

69) 更生運動を農村のファシズム的再編とのかかわりで検討したものとしては、石田雄「近代日本政治構

村社会に根強く残存していた、いわゆる共同体的性格であった。そうした農村を襲った経済的窮乏であったがゆえに、隣保共助の協同連帶運動が、農村の窮乏を緩和する手段となることも、可能であったに違いない。隣保共助の精神はまた、私的利益のみを追求する過程で農村を窮乏状態に落とし入れた資本主義に、批判の矛先を向けずにおかない。そのかぎりで、協同連帶運動は、錯綜した農村の反体制的政治エネルギーを、適度に吸収し消化する機能をもっていたといってよい。階級有和的協同連帶運動こそ、反資本主義のみならず反社会主义でもあるという立場から、資本主義体制の危機の一翼を担った農業問題を処理するのに、ふさわしい手段であったといわねばならない。そして、天皇を頂点に仰ぎ、広くアジア圏をも包含した共同国家体制の建設を標榜しながら、状況に押し流されるようにして既成組織がフ

造の研究」がある。本論も石田氏の「研究」によるところが大きい。すなわち氏によれば更生運動は「1918年以後の広汎な共同体的秩序の動搖を再編し、反体制運動のエネルギーを吸い上げうる形で隣保共助の伝統をひきついでいった」ものであり、また「再編された共同体的な秩序は、単に農村において地主小作間の階級対立を顕在化させないための中和装置であつただけでなく、下からのエネルギーの政治化の契機を絶ちきり、非政治化しつづくみあげる濾化装置であると同時に、上からの権力的統合と心情的服従をリンクさせる転換装置でもあったという意味で、文字通りわが国におけるファシズム的政治構造の基底を構成していた」といわれる（「研究」、64頁）。そして更生運動の中心人物に言及し、単に旧来の「名望家」というだけでは、中心人物とはなりえず、それ以外のある資質をもつか乃至はこれを他の行動要因（自作、自小作がその8割をしめる農家小組合長……引用者）によって補うかといふことが、『更生運動』の中心人物たる要件になっている（同上、238～239頁）と接続している。さらに、独立性自主性の乏しい過小農をも隣保共助の力によってその生活を安定化させることも、更生運動に期待されたという（同上、242頁）。ただ、「指導者に若干の変化が起り、働きかけの重点に差があるとはいえ、そのことから直ちに政治的指導の体系、あるいは政治構造に変化が生じたと考えることは早計である」ともいう（同上、242頁）。このことが、森武磨氏により「明治より昭和まで一貫して地主的＝共同体的秩序の再編のくり返しでは、1930年代以降の農村問題固有の特徴を理解することはできない」と批判された、森武磨「戦争と地主制」（吉田他編「日本史を学ぶ」5所収）、180頁。森氏自身の紹介するところによれば、「農村経済更生運動の展開過程において、産業組合、農事実行組合、および村政へ『農村中堅人物』として、中農層＝自作農、自小作上層の進出が広範にみられ、農村の政治的経済的支配体制において地主的秩序の解体が漸次進行し」さらに「これら中農層が農村末端におけるファシズム支配のエージェントとして重大な役割」（同上、180頁）を担ったとして政治指導層の交代に力点がおかれる。また高橋泰隆氏によれば「小作貧農を含めた全農民をどのように組織化し動員するか」が更生運動の主眼であったとし、「満州」農業移民に焦点をあてた分析がなされている、高橋泰隆「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」（「土地制度史学」17卷1号）。なお、森氏が「石田、森、高橋の見解は、農村経済更生運動の歴史的意義をその担い手層の分析に焦点をすえることによって明らかにしようとした」ものであり、「三者それぞれ、地主、中農、貧農に当該時期の歴史的役割を与えていた」（同上、180頁）とまとめるのは単純化のそしりをまぬがれない。地主的秩序の再編にやや力点がおかれるように読みとれるとはいえ、石田氏の分析が名望化層の機能変化、中農層の政治的役割、過小農（＝貧農層）の統合を含めて、ファシズム政治構造の基底を重層的にとらえようとしている視点を、極端に一面化してしまうからである。また高橋氏の貧農民を含む全農民の組織化という視点を担い手問題にすりかえてしまうからである。私見によれば、ファシズムによる農村の統合は、担い手問題を不明瞭にすること、換言すれば、農村内部の階級対立を顕在化させないとその特徴を認めるべきではないかと思う。ただそれは、高橋氏のいうように全農民を組織化することによって果たそうとしたとは思われない。むしろファシズムによる農村の統合のもうひとつの特徴が農民層の組織化を否定したことにあるからである。両氏とは逆に農民層の組織化を否定し、階級対立を顕在化させない装置として選択されたのが、隣保共助のいわゆる共同体秩序ではなかったのか。ただ石田氏のいうように

アシズム化していくという日本ファシズムの特徴は、資本主義的分解が不徹底な農村を
襲った経済的窮乏を緩和していく過程に、少なからず規定されているといつていいであろう。⁷⁰⁾

ひとまず指摘するにとどめ、つづいて法制的な面から、階級宥和的協同連帶運動を補強しながら、どちらかといえば農業問題の政治的処理機能を果たしたと思われる主要な政策について、検討してみることにする。

2. 経済更生運動補強政策の役割

階級宥和的協同連帶運動による農業問題の政治的処理は、つぎのような単独の政策によって補強されながら展開された。そのおもなものは、小作調停法による小作争議の調停、自作農創設維持政策、満州農業移民政策であった。以下これらの政策が、どのような意味で更生運動を補強する機能をもったかについて、順次検討していくこととする。

最初に小作調停法をみると、これは、地主・小作間の階級的対立を、両者の互譲協助の精神にうつたえながら緩和しようというものであった。衆議員本会議への法案提出理由をのべた国務大臣の説明にも、その点がうかがわれる。すなわち「本案の目的は公平の立場に在りまする調停機関をして、当事者の協調和解を促進し円満なる解決を得せしめたいということにあ」ったという。しかし、小作調停法の施行された大正13年には、まだ経済更生政策は展開されていなかった。⁷¹⁾ 小作調停法は、それがねらいとする協調和解という精神が、経済更生運動を通して広く農村に浸透していくという環境のもとで、農業問題の政治的処理を法的な面から補強するという積極的な役割を果たしたといってよい。いま小作調停法にもとづく小作争議の調停のしくみをみると、つぎのようになっていた。

共同体の政治構造が変わらないといつてしまっては、森氏ではないが、この時期の「農村問題」固有の特徴⁷⁰⁾は薄れてしまう。むしろ、農村共同体の地主=名望家層による統合が反地主的農村政治エネルギーの激発によってガタガタになり、単に従来のような地主機能の国家による補強という形で、共同体秩序を再編することが、不可能になったことを重視すべきであろう。すなわち、地主を媒介としてではなく、地主をもそのうちに取込みながら、農村の階級対立を溶解する装置として、いわゆる共同体的秩序の再編成とその政策的な補強が問われたといってよい。そしてこの点に農村の階級対立を自らイニシアチブをとって調整するという国家官僚機構の固有の任務が生じたように思う。その意味で、経済更生運動は階級宥和的協同連帶運動を育みながら、国家官僚機構が農業問題の処理という固有の任務を遂行するかなり重要な手段であったという見方ができよう。かりにそうすれば、調整の対象となる農村における地主、農民諸階級層の勢力配置および調整主体としての国家権力の強度が空間的にも時間的にも更生運動組織のメンバーの配置に流動性をもたせることになったに違いない。石田説に多くを学びながらも本論文では更生運動を過渡的体制による階級宥和的な農業問題処理という氏とはやや異なる視点から、それをもつ歴史的役割と限界をとらえてみようと思った。

70) 丸山真男氏によれば「大衆的組織をもったファシズム運動が外から国家機構を占拠するというような形はついに一度も見られなかったこと——むしろ軍部、官僚、政党などの既存の政治力が国家機構の内部から漸次ファッショ体制を成熟させていったということ、これが日本ファシズムの発展過程におけるもっとも大きな特色」であったという。丸山真男「日本ファシズムの思想と運動」（増補版「現代政治の思想と行動」所収）83頁。

71) 農地制度資料集成編纂委員会編「農地制度資料集成」第三巻、876頁。

まず争議の調停にあたっては、裁判所およびそのもとに組織された調停委員会がおもにこれにあたることとされた。なお、中立な立場からの調停を行うべく、3人をもって組織される調停委員会の「調停主任は判事の中より毎年地方裁判所長がこれを指定し、調停委員は調停に適當な者について地方裁判所長の選任したものの中から各事件につき調停主任がこれを指定する」という方法がとられた。⁷²⁾「當事者双方の代表を調停委員会に加えるのは階級対立を是認するからいけない」とされたのである。なお、調停に階級対立を持ち込まないための措置はほかにも講じられている。それは、争議の申立を当事者にかぎるとしたことである。それゆえ、「集団的な争議の場合であっても団体の名を以て調停の申立をなすことを認めずまた争議の當事者でない組合の役員の名を以て申立をすることもできない」とされた。⁷³⁾ただ、当事者多数の「場合にはその全部又は一部を代表して調停に関する一切の行為を為さしめる為総代を選任することができる」とした。⁷⁴⁾しかしそれも必ず当事者にかぎるとし、そうでない場合にはたとえ「農民組合の幹部であってもこれを総代に選任することはできない」とした。⁷⁵⁾しかも「争議団それ自身は法律上独立の人格をもっていないから総代は1人1人の争議団員の委任によって代理格を授與されなければならぬ」⁷⁶⁾かったのである。このように、極力調停の過程には階級対立的な力、とりわけ組織的なそれを持ち込まないような措置が講じられたのである。

その一方で、「小作争議の鎮壓には行政機関が適當だと考え行政機関をして著しく調停に參與せしめることにしている」。⁷⁷⁾具体的には、調停事件に関して裁判所に意見をのべたり、あるいは争議事実の調査をしたり、場合によっては争議を未然に防いだりすること目的として、「小作官という官職が始めて設けられた」。⁷⁸⁾それに、市町村についても事件の経過につき陳述を為すことを得とし、また裁判所必要ありと認めるときは……意見を求めるができるものとしている」。⁷⁹⁾このように国家の司法、行政機関が、地主・小作間の対立を緩和装置として重要な機能を果すことになったのである。

そして、調停成立事項については「民事訴訟法……による裁判上の和解と同一の効力を有する」とされ、かりに「當事者の一方が任意に調停条項の履行をしないときは、相手方は訴を提起する必要がなく直ちにその調停を債務名義として強制執行ができる」ととされた。⁸⁰⁾本来であれば、調停の成立は民法上の和解契約として「當事者は契約の趣旨に應じ

- 72) 小倉武一「土地立法の史的考察」、413頁。
- 73) 同 上、 417頁。
- 74) 同 上、 411頁。
- 75) 同 上、 419頁。
- 76) 同 上、 419頁。
- 77) 同 上、 419頁。
- 78) 同 上、 417頁。
- 79) 同 上、 417頁。
- 80) 同 上、 413頁。
- 81) 同 上、 418頁。
- 82) 同 上、 424頁。

て各種の私法上の債権債務の権利義務を取得するにすぎない」。それゆえ、調停事項が守られないときは、改めて訴訟をおこし、場合によっては「法律上の強制手段を用いなければならぬことになる。しかしそれでは、協調和解による円満解決という主旨に反する。⁸³⁾ そればかりか、「小作争議の如き集団的争議の形式をとることが多いものについては事実上法律上の強制執行」もむずかしい。訴訟の過程でかえって階級対立が増幅されるという懸念もでてくる。⁸⁴⁾ そうかといって、「法律上の強制ができなければ調停が成立しても役に立たない、また当事者に調停を進めるにも不都合である」。⁸⁵⁾ あくまでも協調和解という精神を保ちながら、同時に調停成立事項に法的な強制力をもたせよう。その結果うまれたのが「調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス」⁸⁶⁾（第27条）という条項であった。

協調和解という当時者間の譲歩による合意を前提とし、その結果については法的な強制力をもたせる。これが、国家の司法、行政機関により争議の調停を図ろうとする小作調停法のねらいであった。そのことはまた、従来どちらかといえば地主機能を補完ないし補強する形で発動されていた国家機能が、ここでは地主、小作間の利害を調整するという明らかに異なる意味合を持つものに転換したことを物語っている。体制危機の一翼をなすまでに高まった地主・小作間の対立は、もはや従来のやり方を踏襲することを許さなくなつたからであるといつてよい。

むろんそうはいっても、実際の調停にあたっては、調停委員に地主層が多いとか、市町村長等地方の名望家の多くが地主層によってしめられているとかということで、地主的利害の方が強く反映される傾向が強かったであろう。ちなみに、昭和6年の調停委員の構成メンバーにしめる各階層の比率をみれば、地主37%，自作22%，小作14%，自作兼小作9%，地主兼小作1%，地主兼自作5%，その他12%となっている。⁸⁷⁾

しかし、にもかかわらず、昭和年代に入ってからは、争議の6～8割以上が調停に持ち込まれ、そのうちの7～8割近くが調停を成立させている。こうした事実は、小作調停法による協調和解がかなりの効力をもつたことを裏書きしているといってよい（表1）。

それに、施行当初に除外されていた9県（長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿児島、沖縄）も「大正15年、昭和4年の改正によって……沖縄県を除く各府県に施行され」⁸⁸⁾ ようになった。小作調停法は、激化する小作争議に対してその機能をフルに發揮する場が与えられることになったのである。

この意味で、小作調停法は、階級宥和的協同連帶を標榜する更生運動を国家が法的な面から補強するという意味合を持ちながら、それなりに農業問題の政治的処理を促進する機能を

83) 小倉武一「土地立法の史的考察」、423頁。

84) 同上、422頁。

85) 同上、413頁。

86) 同上、423頁。

87) 「農地制度資料集成」第三巻、873頁。

88) 数字は「農地制度資料集成」第二巻、475頁の表による。

表 1 小作調停法による小作関係調停の成績 (件, %)

	小作争議発生 総件数 ①	調停申立件数 ②	小作官法外 調停総件数 ③	調停争議件数			調停合計			調停成立件数			調停成立割合		
				④=②+③	②/①	③/①	④/①	⑤	⑥	⑦	⑤/②	⑥/③	⑦/④	小作官	合計
大正 13 年	1,532	27	—	27	1.8	—	1.8	15	—	15	55.6	—	—	55.6	55.6
14	2,206	654	371	1,025	29.6	16.8	46.5	439	346	803	67.1	93.3	—	78.3	78.3
15	2,751	954	285	1,212	34.7	10.4	44.1	597	374	971	62.6	—	—	80.1	80.1
昭和 2	2,052	1,551	257	1,808	75.6	12.5	88.1	952	245	1,197	61.4	95.3	66.2	66.2	66.2
3	1,866	1,686	229	1,915	90.4	12.3	102.6	1,085	216	1,301	64.4	94.3	67.9	67.9	67.9
4	2,434	1,583	220	1,803	65.0	9.0	74.1	989	203	1,192	62.5	92.3	66.1	66.1	66.1
5	2,478	1,638	244	1,882	66.1	9.8	75.9	1,109	236	1,345	67.7	96.7	71.5	71.5	71.5
6	3,419	1,703	232	1,935	49.8	6.8	56.6	1,206	225	1,431	70.8	97.0	74.0	74.0	74.0
7	3,414	2,020	282	2,302	59.2	8.3	67.4	1,430	278	1,708	70.8	98.6	74.2	74.2	74.2
8	4,000	2,853	216	3,069	71.3	5.4	76.7	2,182	212	2,394	76.5	98.1	78.0	78.0	78.0
9	5,828	3,323	268	3,591	57.0	4.6	61.6	2,609	258	2,867	78.5	96.3	79.8	79.8	79.8
10	6,824	4,274	382	4,656	62.6	5.6	68.2	3,351	382	3,733	78.4	101.0	80.2	80.2	80.2
11	6,804	4,249	273	4,522	62.4	4.0	66.5	3,143	273	3,416	74.0	100.0	75.5	75.5	75.5
12	6,170	3,750	239	3,989	60.8	3.9	64.7	2,812	237	3,050	75.0	99.2	76.5	76.5	76.5
13	4,615	2,777	185	2,962	60.2	4.0	64.2	1,715	183	1,898	61.8	98.9	64.1	64.1	64.1
14	3,578	2,592	172	2,764	72.4	4.8	77.2	1,902	171	2,073	73.4	99.4	75.0	75.0	75.0
15	3,165	2,500	242	2,742	79.0	7.6	86.6	1,883	236	2,119	75.3	97.5	77.3	77.3	77.3
16	3,308	2,482	225	2,707	75.0	6.8	81.8	1,876	216	2,092	75.6	96.0	77.3	77.3	77.3

出典「農林行政史」第一巻、526頁、7表、584頁、13表による。

はたしたといってよい。⁹⁰⁾

さらに、地主・小作間の階級対立を単に調停により緩和するというだけでなく、部分的にはあれそれを解消することにより農業問題の処理にあたろうという施策もまた実施されている。自作農創設維持、満州移民政策などがそれであった。ただし、対立関係の解消とはいっても、小作農側の利害を強く打ち出すことによりその解消を図るという形は、ついにとられるることはなかった。自創事業にしろ、満州移民にしろあくまで農村内での協調と融和を図る方向で、その意味では更生運動の主旨と合致する形をとりながら、事業が実施されたのである。かりに小作農側の利害を強く反映するということになれば、農村における階級対立を是認することになるばかりか、かえってそれを刺激するということにもなりかねない。小作農側の権利を法的に定めようとする小作法案が、何度か議会に持ち込まれながらもついに廃案に追い込まれたことは、この時期の農政の階級宥和的性格を物語るひとつの事実であろう。⁹¹⁾

そこでまず自作農創設維持政策であるが、これは大正 11 年に簡易生命保険の積立金を貸し付けることで開始された。その後、大正 15 年には、自作農創設維持補助規則が公布され、25 年間に小作地面積の約 23 分の 1 にあたる 11 万 7 千町歩の創設維持を図ろうという目標で、事業が実施されることになった。以後農地調整法の施行にいたる昭和 11 年度までの創設維持面積は、11 万 2 千町歩（うち創設面積 10 万 2 千町歩、維持面積 1 万町歩）と、やや目標を上回る実績をあげている（表 2）。しかし、全体の小作地面積からみれば、ほとんどとるに足らない数字であった。当の農林省も「右ノ実績ニ於テハ……未ダ多キヲ望ミ得ザル状況」であると表明している。しかし、それにつづけて「将来小作争議ノ紛糾ヲ豫想セウルル地方ニ於テ本施設実施ニ依リ農村平和ヲ來シ爾來向上ノ一路ヲ辿リツツアルモノ或ハ永年執拗ニ繰返シタル争議モ本施設実施ノ結果紛争ノ根源ヲ除スルコトヲ得タルノミナラズ農村ノ健実ナル氣風ヲ作興シ部落ノ融和ヲ招来シ農村自治ノ円満ナル發展ノ実ヲ挙グルニ至レル事例乏シカラズ！」と、その効果を報告している。当局の判断ゆえに割引いて評価せねばならないにしても、自創事業が小作農家の土地所有欲を刺激することによって、多少

89) 小倉武一「土地立法の史的考察」425 頁。

90) 斎藤仁氏によれば、小作調停制度は、「司法の行政化現象」という特徴をもっており、内容的には「部落共同体秩序による伝統的な農村社会の紛争処理の原理を、国家権力が社会再編の基準としてとり入れたことを示すものであった」という評価を与えていた。そして、小作調停制度が共同体的紛争処理原理に依存しながら社会政策的機能を発揮するものであったがゆえに、「当時の社会政策的農政が反資本主義・共同体主義を理念として掲げるファシズムに連なってゆく根拠のひとつがあった」という興味深い指摘をおこなっている。小稿も私の理解した範囲内でこうした斎藤氏の指摘から学ぶとともに、荒削りながらもこの時期の農業問題処理機構を氏のいうような視角から全体的にスケッチしようとしたものである。『戦前日本の土地政策』一小作調停制度を中心として（斎藤仁編「アジア土地政策論序説」アジア経済研究所 所収）参照。

91) 小作法案が廃案に追い込まれた経過については、小倉武一「土地立法の史的考察」第二編、第八章 参照。

92) 同 上, 425 頁。

93) 同 上, 555 頁

工 藤

表 2 自作農創設維持事業の実績

		創 設 維 持 戸 数	創設維持戸数	創 設 維 持 面 積	創設維持面積	創設維持面積	
自作農創設維持補助規則	昭 元 年	10,320 戸	238 戸	10,558 戸	3,389 町	62 町	3,452 町
	2	11,645	259	11,904	4,246	65	4,310
	3	15,821	363	16,184	6,037	93	6,130
	4	16,394	217	16,611	6,698	60	6,758
	5	17,882	348	18,230	7,827	106	7,933
	6	16,355	3,704	20,059	7,675	1,830	9,505
	7	15,864	7,596	23,460	7,937	2,862	10,799
	8	15,484	3,199	18,683	7,840	1,108	8,948
	9	17,779	2,824	20,603	16,128	1,603	17,731
	10	18,677	2,350	21,027	17,907	1,212	19,119
	11	18,786	2,136	20,922	16,695	913	17,608
	小 計	175,007	23,234	198,241	102,379	9,914	112,293
自 維 助 作 持 成 農 創 設 助 則	12	19,514	2,311	21,825	13,335	952	14,287
	13	21,185	2,037	23,622	17,169	1,022	18,191
	14	16,869	1,832	18,701	12,390	758	13,148
	15	14,161	977	15,138	8,800	421	9,220
	16	12,893	550	13,443	8,326	248	8,574
	小 計	84,622	8,107	92,729	60,020	3,401	63,420
自 維 拡 作 持 充 農 整 創 設 備 纲	17	12,937	568	13,505	8,967	195	9,163
	18	14,388	1,056	15,444	10,869	504	11,373
	19	68,860	1,780	70,640	38,381	1,031	39,412
	20	151,555	592	152,147	62,977	458	63,435
	小 計	247,740	3,996	251,736	121,194	2,188	123,383
合 計		507,369	35,337	542,706	283,593	15,503	299,096

出典 加用信文監修「改訂日本農業基礎統計」

ともこういう効果をもったことは認めていいであろう。

ところで、それなら自創事業は、どうしてもっと拡充されなかつたのだろうか。とりわけ更生運動がはじまつた昭和恐慌下においては、自創事業の効果とされる「部落の融和」、「農村自治の円満なる発展」がより強く求められていたはずである。にもかかわらず、昭和13年の農地調整法の施行後に至るまで、自創事業が試験的ともいえる水準にとどめられたのには、理由があつた。

ひとつには、自作農創設にあたつて強制創定主義は極力これが排除され、「地主が土地を売却するや否や任意に委せる自由創定主義」を前提とし、購入にあたつて「単に資金を貸しつけるという……所謂間接創定主義」⁹⁴⁾がとられたことによる。その場合には、地価もまた地主が手離しうる水準といふことで高く定められることになる。事実、土地の購入価格については、小作料金額から地租及び地租附加税金額を控除しその残額を土地資本の利廻り0.06227で除した値を標準価格とすることとされた。⁹⁵⁾もともと高率な小作料——規則では4割～5.5割の範囲とされた——をそのまま前提として、これを資本還元したのであるから、当然地価は割高となつてしまふ。「小作人は従来の小作料と同一の金額を支払つて自作農となり得ることになるとされた」。これでは米価が低落する状況のもとで、創設農家の負担は以前にも増して重いものとなる。いわば、従来の高率小作料を金納化する形で固定することになる自創事業は、決して小作農家にとって有利なものではなかつた。

それに、財源も限定されていた。補助規則の施行にあたつて当初予定した貨幣鑄造益金が「教育改善費及び農村振興費に充當」されることになり、簡保積立金の一定割合の範囲内に財源が限定されたためである。⁹⁶⁾乏しい財源の範囲内で、しかも地主の売却意志にもとづく高地価を前提とした自創事業が、微々たるものにとどまつたのも無理のないことであつた。

なお、こうした結果に終わることは、ほとんど最初から予想されていた。そのため、事業にあたつて地主に対する土地収用権をみとめろとか、強制創定によらずしては不可能であるとかの議論が出されたのである。しかし、こうした意見は採用されることがなかつた。⁹⁷⁾それらが、地主層の利益に反することはもとより、明治民法が定める所有権絶対主義に修正を迫る内容をもつことになるからである。かりに強行したとしても、地主層の強力な反対により階級対立を刺激しながら廃案に追い込まれることは、小作法案の推移からしても必至であつた。

それならばせめて、財源をふやすことによる事業の拡充ぐらいは考えられてもよさうなものである。事実そういう案として、昭和2年に自作農地法案、つづいて自作農創設維持助

94) 小倉武一「土地立法の史的考察」505頁。

95) 同上, 505頁。

96) 同上, 516頁。

97) 同上, 517頁。

98) 同上, 506頁。

99) 同上, 510～511頁参照。

成資金特別会計法案がかなり強く打ち出された。ところがこれらも、結局流産という結果に終わっている。前者の自作農地法案は、農地金庫なるものを設け、毎年8千万円を限度とする農地債券を発行し、これを財源として35年間に総計63万町歩の自作農地を創設しようとする案であった。しかし、これに対しては、財政当局から強力な反対が出されたのである。すなわち自作農地法案を実施した場合、国庫の負担額は、従来の補助計画と合わせると、事業終了時の累計で8億6千万円の巨額にのぼり、そのうち年賦金不払が続出することにでもなれば、財政上の困難をきたすこと¹⁰⁰⁾それに「農地債券は国債類似のものであって、毎年8千万円の農地債券を発行することは公債政策に支障を來すおそれがある」というのがその理由であった。

昭和2年といえば、ちょうど財政合理化に拍車がかけられていたころである。自作農地法案は、財政合理化による資本主義的社會編成を標榜する財政当局の意にかなわずして、議会への提出をみないまま流産となつた。かわって、その主旨を縮小する形の特別会計法案が、昭和4年に提出された。しかし、これも貴族院で審議未了となつた。地主層と支配的資本の利益を強く反映していた財政当局の利害の板ばさみになつた自創事業は、農林当局の強い意向にもかかわらず、結局日の目を見ずに終わったのである。そして、昭和恐慌以降財政政策が膨張に転じてからも、政策の力点が緊急的なものにおかれることもあって、自作農地法案に盛られた主旨は、農地調整法の施行までしばらくの間棚上げされることになった。この結果、自創事業は補助規則の多少の改正をともないながら、細々と実施されるにとどめられたのである。更生運動に対する貢献ということからすれば、とうてい小作調停法に及ばなかつたといってよい。

そこで、難産をかさねる自創事業を多少とも補完する意味合をもちらん登場したのが、満州事変の翌年から実施された満州移民政策であった。「日本農業の貧困は過小農からきており、その過小農体制をとらざるをえないのは結局人口問題からきている……潜在失業人口を国内の他産業で吸収しえなければ海外移民によってでもある程度調整するより仕方がない」。¹⁰²⁾当時の農林次官石黒忠篤がこう考えていたとき、満州事変が勃発した。それが彼をして「移民は満州以外にない」という考え方を固めさせたのである。彼ら農林官僚が草案した小作法案、自作農地法案が足踏み状態を余儀なくされているとき、農村危機を開する上からいっても「農民は農業者として、どこかに発展の道を求めていくことが必要だった」¹⁰³⁾のである。そして石黒ら農林官僚が考えた満州移民は、満州事変の当事者たる関東軍もまた別の意味で歓迎すべきことであった。

というのは「満州支配に対決する抗日武装闘争が農民遊撃隊を基軸にして強力に展開され、

100) 同 上, 541~542頁参照。

101) 同 上, 542頁。

102) 日本農業研究所「石黒忠篤伝」, 22頁。

103) 同 上, 24頁。

104) 同 上, 25頁。

満州農村の治安確保にとって、屯田兵制方式による日本人農業移民¹⁰⁵⁾が望まれるようになったからである。こうして、加藤完治ら満州移民強行論者の橋渡しもあって、「日本農村窮乏の最大原因である『土地飢餓』からの脱出の…道を満州農業移民に置く『内地』側の見解と、日本人農業移民の最大の役割を治安維持に置く『現地』側の見解とが、……相異を含みつつも合体、結合するに至った」¹⁰⁶⁾のである。満州農業移民案は、「関東軍=陸軍省の強力なバックアップ」¹⁰⁷⁾に加えて、疲弊した農村の救済策というはずみをつけられながら第63救農議会を通過することになった。それまで、おもに財政的理由から難色を示していた大蔵省も「『成功は疑しいと思うが、出来るというなら一つ試験的にやつたら宜かろう』、というところまで譲歩」¹⁰⁸⁾させられたのである。その後、移民は拓務省によって実施に移されていくことになった。その場合、拓務省の方針には最初のころいわゆる治安維持のために在郷軍人を主体とする武装移民が強くしめされていた。しかし、「農業移民ノ自作農主義」ということにも相当力点がおかれていた。そして、回をかさねるにつれてむしろ後者の方が移民方針の主体になっていったのである。¹⁰⁹⁾

さて、以上のことから、満州移民というのは、国内における階級宥和的な農業問題処理の矛盾を、外地満州における自作農創出によって部分的にではあれ塗装していくとするものであったといってよい。しかし、なにぶんにも財政当局から「試験的」という籠をはめられていたこともあって、移民の実績はいまだほとんどとるに足らない状態であった。確かに軍の政治行動にひきずられるようにして膨張主義に転じた高橋財政ではあったが、それは最後のブルジョア蔵相と呼ばれるにふさわしい彼なりの收拾策=健全財政への復帰が一応想定されていた。それゆえ、満州への大量移民の構想が門戸開放されるためには、2・26事件による蔵相暗殺、日華事変という新たな状況を推進力にしながら、ファシズムがひとつの体制として自己運動を開始するまで、またなければならなかつたのである。こういうことで、昭和7年以降11年までの4次にわたる移民実施により、わずか1800名程度の入植をみたにすぎなかった。¹¹⁰⁾しかし実績が少ないにもかかわらず、拓務省の移民案にもらられている宣言文句——満州の土地は肥沃にして金肥施用の必要がない、土地獲得その他にともなう経済的負担がない——は、農村窮乏打開の夢を満州につなぐという効果をもったに違いない。¹¹¹⁾「一般の農民、とりわけ土地を持たない下層農民や貧農にとって、『大地主になれ、帰るときは飛行機で』という文句は魅力的」¹¹²⁾な響きをもって受けとめられたようである。¹¹³⁾

105) 満州移民史研究会編「日本帝国主義下の満州移民」、15頁。

106) 同上、30~31頁。

107) 同上、32頁。

108) 同上、32頁。

109) 同上、33頁。

110) その詳しい経過については、同上、31~42頁参照。

111) 「農林行政史」第二卷、1222頁。

112) 満州移民史研究会編「日本帝国主義下の満州移民」、31頁参照。

113) 同上、343頁。

それゆえ、この時期の満州移民は、その実績からすれば更生運動に対する貢献が少なかつたにもかかわらず、農村を親軍的な方向に導きながらファシズム体制の基盤として再編していくという、政治的効果は強かったと思われる。当初、更生運動の中堅人物の養成を目的に設置され、その後満州移民者に対する徹底した精神訓練をも実施するようになった、いわゆる農民道場なども、ファシズム精神を周囲にまで波及させるという政治的効果をもったといってよい。いずれ、更生運動は時がたつにつれて満州移民に対する吸引力を強め、のちに20ヶ年100万戸移民ひいては分村移民などが実施をみるとことになった。

以上検討したように、小作調停法、自作農創設維持政策、満州移民政策などは、いずれも階級宥和的協同連帶運動にもとづく農業問題の処理を、それなりに補強しようという意味をもっていたといってよい。ただ、小作調停法以外については、小作貧農層の不満に対しても、國家がそれを解消する準備を開始したという政治的効果にとどまり、ほとんど具体的な効果をもつまでにはいたらなかった。

むしろ、それはあとでみるように軍需を主体とした景気政策によって、結果的に補強されていくことになった。以下引きつづき、農業問題処理の政策過程を検討してみるとことにしておこう。

II 農業問題処理の政策過程

昭和恐慌以降、これまでみてきたような農業問題の政治的処理を経済的に根拠づけるべく、さまざまな政策が打ち出された。激化する農業問題に圧倒されながら、ようやく本格的な農業政策が登場することになったのである。矢継早に打ち出された政策は多岐にわたるが、いずれも昭和恐慌前の農業政策とは、明らかに内容的な変化がみとめられた。最初に大正期から継続して実施されている米穀政策を取り上げて、政策内容の変化をトレースしてみたい。

1 米穀政策にみる農政の転換

大正10年の米穀法が、大正14年、昭和6年、昭和7年の3回の改正を経て、ついに昭和8年に米穀統制法の制定をもたらしていく過程は、「非常時」を背景とするファシズム体制の形成が農業政策に及ぼした変化を知るうえで興味深い。いまその過程をたどってみると、つきのようであった。

まず、米穀法の目的は「政府ハ米穀ノ需給ヲ調節スル為必要アルト認ムルトキワ米穀ノ買入、売渡、交換、加工又ハ貯蔵ヲ為スコトヲ得」（第一条）として、「米穀の需給の変動に基づく米価の変動を調節せんとしたもの」¹¹⁴⁾であった。「同時に『米穀需給調節特別会計法』が制定せられ、最高2億円を限度とする借入金をもって、米穀法運用の資金にあてるこ¹¹⁵⁾とにしたものである」。1925年に法の一部が改正され「米穀の需給調節」が「米穀の数量又は市価の調節」というようにあらためられた。

114) 松田延一「日本食糧政策史の研究」第1巻、63頁。

115) 同上、64頁。

しかし、昭和年代に入ると、相次ぐ恐慌による消費の減退に加えて、内地米の豊作、鮮・台米の大量移入等により米価は急速に下落し、米穀法は有名無実化していくことになった。米の過剰は慢性化し、このため米穀法の発動によって買い入れた米も売却の機会に恵まれることが少なくなった。「従って政府所有米の目減り、品傷みの外倉敷料、燻蒸費等の諸経費及び特に借入金の金利が累積し特別会計の資金に負担を来たす」¹¹⁶⁾ようになつたのである。

そこで、「昭和4年に特別会計法の改正がなされ、借入金最高限度額を2億7000万円に拡張すること」が決められた。しかし、のちの大幅な引き上げからみれば、わずか7000万円という少ない引き上げ額にもかかわらず、「議会は、『米穀法』の運用をさらに合理化し、財政負担を軽減すべきことを政府に要求したのである」¹¹⁷⁾₁₁₈₎。借入限度額の拡張は、あくまで「……米穀需給に関する根本方針の決定に至るまでの便法」として認められたにすぎないものであった。緊縮財政と産業合理化をかけながら資本主義的社會編成をすすめようとしていた折ゆえ、わずかな財政負担増に対しても議会は難色を示したのである。こうした議会の意向をうけて、昭和6年に米穀法の第2次改正をみるとことになった。

主要な改正点は、米穀法による買い入れを、政府が示した最低、最高価格を超えた場合に限るとされたことである。買い入れ基準価格が設けられた理由は「従来かかる基準がなかったため政府が政略上から必要もないのに米の買い入れをし、それが財政負担を増大せしめるという点に主としてあった」という。「財政負担の軽減」が改正にあたって大きなねらいとされたのである。事実、1901年（明治34年）を基準とする率勢米価を算定し、その上下20%の範囲に最高、最低価格を定めるというやり方は、最低価格が農林省調査の生産費をも割ってしまうという「小農維持の目的にさえ反する」ものであった。そして、昭和6年には「米価がいっそう下落しているにもかかわらず、米穀の買い入れがかえって減少」¹¹⁹⁾₁₂₀₎₁₂₁₎₁₂₂₎₁₂₃₎するという、財政合理化の見地からは、好ましい結果になつたのである。

しかし、すでに述べたような議会への請願運動が高まるにつれ、米穀政策もまた救農的なものへの転換を余儀なくされていくことになった。ひとまず、昭和7年の第63臨時救農議会において、米穀法は、応急的に3度目の改正がなされることになる。ここで米穀の最低基準価格は率勢米価にかえて、昭和8年12月末まで米穀の生産費によることとされた。これによって昭和7年産米の最低価格は、20円86銭と、前年末の最低価格16円31銭から4円55銭、比率にして約28%の引き上げをみたのである。¹²⁴⁾ほかに外地米対策も強化され

116) 松田延一「日本食糧政策史の研究」第1巻、65頁。

117) 同上、65頁。

118) 大内力「日本農業の財政学」、191頁。

119) 松田延一「日本食糧政策史の研究」第1巻、65頁。

120) 大内力「日本農業の財政学」、192頁。

121) 同上、192頁。

122) この点について詳細な検討は、大内力「日本農業の財政学」、192~197頁参照。

123) 同上、192頁。

124) 大内力「日本農業の財政学」、197頁、参照。

た。まず、鮮・台米をも米穀法による買入れ、売渡し、貯蔵の対象に加えたのである。これらの移入量を月別に平均化することにより、米価の維持を図るというのがその目的であった。アワに対しても必要に応じて輸入税をかけることが可能とされた。満州から朝鮮に入るアワを制限し、朝鮮農民の米消費をふやすことにより、内地への米の移入を抑えようというのがねらいであった。また、こうした改正にともない米穀需給調節特別会計の資金借入限度も、4億8000万円に引き上げられることになった。¹²⁵⁾ 生産者に対する実際の保護の程度は別として、米穀法は、これまでのような「一般消費者保護」というよりも、むしろ生産者保護的色彩が濃厚¹²⁶⁾になったのである。そしてその主旨は、より徹底される形で次年度の米穀統制法へと受け継がれていくことになる。

昭和8年の第64議会で成立をみた米穀統制法では、毎年米穀の最低、最高価格を公定し、米価をその範囲に維持するため、買入れ売渡しの要求に無制限に応ずることとされた。米穀法が、基準価格による買入れ売渡しにより米価を調停しようというものであったのに対して、米穀統制法は公定価格を維持するという、文字通り価格統制的な色彩を強く帯びることになったのである。

もうひとつの新しい試みは、内外地米とともに合わせて出廻数量の季節的調節をおこなうため、出廻期に米穀を買入れ、端境期にこれを売渡しするという措置が講じられたことである。改正米穀法の主旨は、より徹底されることになった。特別会計の資金借入限度も、昭和8年7億円、9年11.5億円と大幅に引き上げられていった。

さらに、米穀統制法はその運用にあたっていくつかの補強策が講じられた。米の過剰問題が根強くつづいている中で、救農的な価格引き上げ政策をおこなうことはいかにもむずかしい。ちなみに、鮮・台米の移入量は、昭和恐慌後むしろかなり増える傾向をみせ、これが米の過剰問題を激化させた。当然何らかの米の供給制限策が必要とされた。そのために、つぎのような補強策が講じられることになったのである。すなわち、民間において米穀の出廻時期を調整させるための糸貯蔵の奨励（米穀貯蔵奨励規則昭和7年、糸貯蔵奨励実施要項8年、糸共同貯蔵助成法11年），貯蔵に必要な米穀応急資産の融通、移入鮮・台米の政府買入れを目的とした「臨時米穀移入調整法」（9年、1年間の臨時立法）、試験研究等新規用途等に必要なものについて政府所有米を、市価に影響を与えない範囲で自由に売り払うことによって定めた「政府所有米特別処理法」（9年）、内外地における過剰米の貯蔵をねらった「米穀自治管理法」（11年）、そしてついに実施されることのなかった「臨時米作減反案」、こういった政策がつぎつぎに打ち出されたのである。¹²⁷⁾

そして、米穀の貯蔵にあたってはすでにみたように、拡充五ヶ年計画で整備普及が図られつつあった産業組合が、大きな役割を担うことになった。なおここで、米穀の供給量を内外

125) 松田延一「日本食糧政策史の研究」、74頁。

126) 同上、74頁。

127) 政策内容の詳細については、松田延一「日本食糧政策史の研究」132～165頁参照。

また植民地米の移入量については、前掲、拙稿、図17参照。

地含めて直接に減らすことをねらった「米穀減反案」が流産したことは、当時の米穀政策をみるうえで注目される。この案は、「昭和9年10月末に生ずべき内地の過剰米穀見込み数量700万石の中、約7割すなわち500万石を内外地を通じて臨時に減産を行なはんとしたもの」¹²⁸⁾で、その割合を「内地55%，朝鮮31%，台湾14%」¹²⁹⁾と定めたのである。こうした案ができるのにあたって「アメリカに於ける小麦、綿花、その他国際間に於けるゴム、砂糖の生産制限のためにおこなわれた減産協定などが刺激になった」という。しかし、これに対して「大体に於いて農業技術者、農業関係者は反対」し、¹³⁰⁾武藤山治のような財界人は、他に過剰を乗り切る名案なしとして賛成している。「日本の社会が、経済的合理主義によって貫かれているのならば、而して又食糧の自給度の高揚、又は維持という軍事的要求がないならば、実現可能であったろう」¹³¹⁾この案を流産させたのは、軍部であった。すなわち賛否両論が入り乱れる中で、終局的には国防上の理由から「軍部が強く反対し、外地側亦之に呼応して反対したこと」¹³²⁾が、この案を葬り去ることになったのである。¹³³⁾

さて、こうしてみると、米穀法第2次改正までと、救農臨時議会を経た第3次改正および米穀統制法との間には、政策の内容に大きな相違が認められる。¹³⁴⁾植民地米に対する増産政策をともなった門戸開放も含めて米穀法第2次改正までは、どちらかといえば米価の安定による消費者保護に力点がおかれていた。換言すれば、この時期の米穀政策は、安定的な低労賃の維持をねらいとした、いわば資本の政策として展開されてきたといってよい。しかし、米穀法第3次改正から米穀統制法になると、明らかに生産者である農民の保護に政策の力点がおかれるようになった。昭和恐慌後の農村危機は、政治的にとうてい放置することを許さなくなつたからである。例えば、その効果は、米穀統制法施行の昭和8年度において、少なからず発揮されている。「すなわち、同年の産米は7084万石という空前の大豊作で、……過去に於ける最大の豊作といわれた昭和5年の産米高6887万石の記録を突破すること、400万石という数字を示した。一方朝鮮の実収も1819万石に達し、昭和5年産米の1918万石に次ぐ大豊作であって、昭和9年度における朝鮮よりの内地米穀移入数量は900万石とみられた」¹³⁵⁾こうした事態に対して「政府は……昭和8年11月以降9年5月迄の間に於いて

128) 松田延一「日本食糧政策史の研究」、158頁。

129) 同上、158頁。

130) 同上、159頁。

131) 同上、160頁。

132) 同上、161頁。

133) 同上、161頁。

134) 米穀法以来の米穀政策を、地主的なものとしてとらえることは、むろん問題にならないが、単に小作農維持政策という範囲だけでとらえる大内力氏のような見解（「日本農の財政学」）でも、ファシズム期における米穀政策の性格をうまくとらえ切れないうらみが残る。むしろ、ファシズム期の米穀政策=農民政策が、それ以前と比べてもっている変化にこそ注目すべきであろう。

135) 松田延一「日本食糧政策史の研究」第1巻、125頁。

約 1030 万石を買い入れ、更に季節的出廻数量調節の為の買入数量も内地、朝鮮及び台灣を通じ約 200 万石に達し、両者合計 1230 万石を買い上げた」のである。この結果米価は、昭和 7 年 20 円 69 銭、¹³⁶⁾ 8 年 21 円 42 銭、¹³⁷⁾ 9 年 24 円 90 銭、¹³⁸⁾ 10 年 29 円 86 銭と、徐々に引き上げられる方向で維持されたのである。

いま昭和 5 年の大豊作時と比較すると、その効果は歴然とする。すなわち、「同年 10 月 2 日内地米第一回予想収穫高 6678 万石、朝鮮米第一回予想収穫高 1929 万石の発表をみるや、市場相場は忽ちにして大暴落を來し、深川精米市場に於ける標準中米の価格は、同年 9 月には平均一石当り 28 円 70 銭となりしものが 10 日には俄然 19 円 13 銭に惨落し、各地の精米市場も收拾すべからざる大混乱に陥り一斉に立会を停止するに至った」¹³⁹⁾ からである。「米穀統制法の如き強力なる施策なれば米価は異常な暴落を來し石 13.4 円にもなりさらでに疲弊困憊しつつある農村農家を一層窮地に陥れ、延いて一般社会の深刻なる不安を醸成したるやも計り難かったことは世人の認むるところであ」¹⁴⁰⁾ ったという。

以上のことから、米穀統制法は、放置しておけば暴落するはずの米価を多少とも引き上げる方向で維持することによって、窮乏状態に陥った地主を含む米の販売農家に対して、平たく手当をほどこすという効果をもったといってよい。それゆえにまた、米穀統制法は、農村の錯綜した反体制政治エネルギーを、まとめて国家に吸収するひとつの回路を与えるという、政治的効果も少なくなかったであろう。米穀政策は、従来の低米価・低労賃を標榜する資本の政策から、明らかに資本主義体制の危機の一翼を担った農業問題の処理を目的とする政策へ、転換されたのである。

そして、すでにみた議会への請願運動と合わせ、こうした米穀政策の転換を可能にしたのが、管理通貨制による財政膨張であった。「一般的な財政政策がインフレーションへの傾斜をましてくるにつれて、米穀会計の赤字も比較的寛大にとり扱われる」¹⁴¹⁾ ようになっていったからである。

2. 農村失業緩和政策の展開

先にみた請願運動をうけて、即効的に資本主義体制の危機を緩和するための政策として実施されたのは、救農土木事業である。この事業は、第 63 議会を通過し、昭和 7 年度から 9 年度までの 3 年間にわたって実施された。

この事業の目的は、おもに農村を対象として、相当の国費を投じた土木事業をおこない、窮乏に瀕する農家に労賃収入の途を与えることにあった。また、事業の実施にあたっては、

136) 松田延一「日本食糧政策史の研究」第 1 卷、125 頁。

137) 同上、126 頁、第 24 表による。

138) 前掲、拙稿、図 12 もあわせて参照。

139) 荷見安「米穀政策論」、158～159 頁。同上、125、126 頁による。

140) 松田延一「日本食糧政策史の研究」、127 頁。

141) 大内力「日本農業の財政学」、226 頁。

「救農工事として何をやるかは村で決定され、……『地方民』の監視を浴びている点、および内務省も工事請負にからむスキャンダルをおそれ、監督に心をくだいている点が、『異色』とまで伝えられ」¹⁴²⁾ るような実施方式がとられた。

つぎにこの事業の効果であるが、「きわめて大雑把にいえば、1932年～34年の3年間、軍と中央では約1.3億円、地方で約2億円、合計3.3億円の支出増が生じ、それが主として農村において散布された。それは、乗数をひかえ目に3と見積っても、約10億円の所得増加をもたらすはずのスペンディングであ」¹⁴³⁾ったという。同時に、村の発意にもとづく財政スペンディングは、いわゆる共同体的まとまりを事業実施過程で喚起するという効果もあったであろう。窮乏の度合が強い程、同じ政治効果をわずかな資金散布に託せるという事情も働いたであろう。

管理通貨制への移行を背景として緊急避難的に実施された救農土木事業は、それまでどちらかといえば都市中心になされてきた財政支出を「一時的にせよ地方に支出の中心をおきかえる」ことで、農村の反体制政治エネルギーを一定程度国家に吸収させる効果があったといつよい。しかし雇用政策としてみた場合、こうした効果以上に大きかったのは軍需を梃子とする景気回復であった。

すなわち打ち続く恐慌によって、それなくとも人口過剰圧力を緩めながら疲弊していた農村は、多少とも開きかけた都市労働市場をめざして「はやくとも1931、32年ごろより農家人口の流出超過の増大」¹⁴⁴⁾をみるようになった。1928年（昭和3年）に20万人を割り、30年（同5年）には10数万人にとどまつた農村流出超過人口は、32年（同7年）には40万人を上回るようになったという。¹⁴⁵⁾さらにその後も「軍需産業の拡大によって、1934年にははやくも労働力需給の転換がはじまる」¹⁴⁶⁾までにいたったのである。¹⁴⁷⁾

いま、昭和恐慌から日華事変にかけて、農村労働力の流出がかなりの進展を見せたことは、野尻重雄「農民離村の実証的研究」によってみても明らかである。そこでは、4県（埼玉、新潟、福島、岩手）12村の実態分析がおこなわれているが、概略つぎのような結果がしめされている。まず、いずれの県のどのようなタイプの村においても「恐慌期の比較的移動の僅小なりし時代から、満州事変を契機としての準戦時経済への移行に従って……移動数は急進数倍に促進せしめられている」。男女別の移動数では、だいたいどこでも男子の方が多い。また、移動を農家の階層別にみると、恐慌時には階層傾向がみられなかつたのが、準戦時（昭和7年—11年）においては下層農家の移動が促進され、時局の進展とともにその

142) 「日本農業発達史」8巻、36～37頁。

143) 中村隆英「戦前期日本経済成長の分析」、206頁。

144) 同上、206頁。

145) 竹中恵美子「恐慌と戦争下における労働市場の変貌」（講座「日本資本主義発達史論」III所収）289頁。

146) 南亮進「農家人口移動の推計と分析」（「一橋論業」52巻5号89頁），同上，278頁による。

147) 同上、289頁による。

148) 野尻重雄「農民離村の実証的研究」、186頁。

傾向が著しく強まっている¹⁴⁹⁾。そして、これらの結果、さきに述べた労働力の需給転換とちょうど符号するごとく「既存の下層農家の余剰労力や、土地に固定化を許されていない浮遊労働力は此の移動最高潮期（昭和9、10年…引用者）とそれ以前に於いて、一応出るべきものは出つくした感を深からしめる」¹⁵⁰⁾までに至ったのである。さらに、移動人口の職業分布では、移動数においてほぼ女子の2倍をしめる男子移動者のうち、約半数が工業へ移動している。しかもその移動比率は、時代を経るに従って高くなっている。「時局の進行とともに……軽工業時代における女子労働体制が、次第に男子労働を優位とする重工業労働体制に転換を見つつあ」¹⁵¹⁾たのである。軍需を梃子とする景気の回復は、農村の過剰人口とりわけ下層農家のそれを緩和させるということでは、満州移民などより、はるかに実質的効果が大きかった。このように管理通貨制によるインフレ政策は、米穀政策、雇用政策等を介してすでにみた農業問題の政治的処理に経済的根拠を与えながら、両者一体となって農業問題の処理機能を発揮すべく展開されたといってよい。さて、これまで日華事変以前を対象として政治経済的な側面から農業問題の処理をみてきたわけであるが、最後にこうした処理の性格および限界についてまとめてみることにする。

III 農業問題処理の性格と限界

これまでみてきたことからわかるように、この期の農業問題処理機構の道具だけでは、大きくいって2つあった。まず、反体制的政治エネルギーを結果的に体制統合のエネルギーに切り換えていくチャネルは、天皇を頂点とする伝統的家族国家観を体制統合のイデオロギー的支柱にしていくという形で準備された。農民層をはじめとする中小生産者が発する、それなくとも階級的性格が不明瞭な政治エネルギーは、不徹底な農村分解により一層ゆがめられていた。そういう反資本主義ではあるけれども社会主義には親和力を持ちにくい反体制的政治エネルギーは、ついに組織的結集をみないまま、きわめて日本の伝統に根差した家族主義的共同国家体制の確立を標榜する政治エネルギーに、転換されていったのである。その過程がすなわち、特異な日本のファシズム体制を形成していく過程であった。農業問題の処理もまた、こうしたファシズム体制の形成と歩調をともにしながら、隣保共助の階級宥和的協同連帶運動をまきおこすことを通して実施されていった。階級対立を刺激する方向ではなく、あくまで協調と融和を土台とする伝統的共同性の再編によって、農業問題の処理が図られようとしたのである。それを端的に物語っているのが経済更生運動であった。

もっとも、伝統的共同性の再編とはいっても、地主・小作間の対立が激化している以上、もはや地主層が従来のような形で村落社会のまとめ役たる機能を発揮することは不可能であった。かわって、国家官僚組織が、伝統的共同性の再編プランを提示し、それを精力的に実施していく主体として大きく浮び上がってきたのである。そして、官僚組織によって描かれた伝統的共

149) 同上, 120頁参照。

150) 同上, 126頁。

151) 同上, 306頁。

同性の再編された姿は、ほぼ更生運動組織としてしめされることになった。すなわち、中央集権的な官僚組織を統合の主役として、その周辺に農村既存組織を必要に応じて拡充しながら再配置していくという、文字通り全体主義的な組織として、伝統的共同性を再編成する構図が描かれたのである。

そこにおいて、地主・小作間の階級的対立は互いに牽制されることで弱められる仕組になっていただけではない。国家の司法、行政機関によって補強された隣保共助の精神にもとづき、両者の譲歩を求めながら対立の緩和が図られていくことになった。農村の窮乏が発する反体制的政治エネルギーは、結局官僚組織により演出された階級宥和的協同連帶運動に転換されながら、その過程で農村最末端までおよぶ農業問題処理組織が準備されていったのである。そして、こうした更生運動組織に農業問題処理の内実を盛り込むべく、負債整理事業に代表されるいくつかの施策が実施された。

さらにあとひとつの道具だては、ファシズム体制の形成を経済的に根拠づけることになった、管理通貨制によるインフレ政策によって与えられた。軍部の政治行動に引きずられるようにして実施されたインフレ政策ではあったが、これによって、財政合理化時代にはほとんど不可能と思われた、農業問題に対する経済的処理資金を負担する道が開かれたのである。米穀政策も、はじめて生産農民に対する保護的性格を強めることが可能になった。さらに、救農土木事業、軍需を梃子とする景気の回復などは、農村過剰人口の都市への流出をうながすことによって、農業問題を緩和する効果をもった。

まとめていえば、こういうことになろう。まずは、伝統的家族国家観を背景にもつ階級宥和的協同連帶運動の内に、錯綜した反体制政治エネルギーを溶解させていく。さらに管理通貨制によるインフレ政策によって窮乏打開の経済的条件を与えていく。およそこういう形で、ファシズム体制形成期における農業問題の処理がすすめられたのである。資本主義体制の危機の一翼を担った農業問題は、特殊日本のファシズムという政治形態と管理通貨制という経済統合の手段をたずさえた日本における過渡的体制=日本のファシズム体制の形成運動のうちに、処理の展望が与えられていったのである。そしてこのことが単に資本の政策でもない、かといって社会主義イデオロギーによるそれでもない、この時期における農業問題処理の性格であった。

しかし、ファシズム体制形成期に準備された新しい農業問題処理機構が首尾よくその機能を発揮したかといえば、決してそうではない。

その理由はいくつかあるが、いま大まかにわけて考えれば、つぎの4点であった。

第一の理由は、階級宥和的農業問題の処理そのものに限界があったということである。

第二の理由は農業問題処理構造の多くが、資金面の制約を受けたということである。

第三の理由は、米に代表される農産物の過剰状態が、相変わらず根強く続いたということである。

第四の理由は、農村人口が流出したとはいっても、挙家離村を促進しうるにいたらなかったということである。

まず、階級宥和的な問題処理の限界は、端的にいえば農業問題の焦点をなす地主・小作関係

に直接メスを入れる手段を持ちえなかったことに起因していた。日本ファシズムの形成運動が、はじめから階級関係を刺激することにつながるような問題の処理をしりぞけていたからというばかりでない。いまだファシズムが、それなりに自立した体制として、その権力を発動しうるまでにいたっていなかったことが、階級宥和的な処理をより一層不徹底なものにしていった。つまり、地主層に直接譲歩を迫る方向で農業問題の処理にあたることが、ほとんど不可欠のことでありながら、それが実施に移されることとはなかったからである。このため、自創事業にしても、すでにみたようにその進展をはばまれたのである。

その他、小作調停法にしても、負債整理事業にてもその精神は、地主の温情に期待しながら地主・小作関係の摩擦を緩和するという範囲にとどまるものであった。地主による土地の取り上げやら小作率の引き上げといった、小作争議の原因に直接規制を加えるような施策（たとえば小作法案）は、ついに実施されることはなかった。それゆえ、いかに隣保共助の精神を喚起しながら協調と融和による農業問題の処理を図ろうとしても、地主・小作間の対立関係が基本的なところで手をふれられないまま底流をなしている以上、時としてそれが暴露されるという限界をまぬがれることはできなかった。

さらに、膨張財政に転じたとはいっても、この時期のそれはあくまで一時的なポンプの呼び水であり、いずれ正常な財政運営にもどることが予想されていた。このため、農業問題処理資金も、以前に比べれば相対的に豊富になったとはいえ、財政運営上からは、あくまで必要最小限なものにとどめるという籠を、きつくはめられていた。しかも、軍事予算の膨張が、昭和10年頃からそれでなくとも不十分な農村予算を圧迫していくという傾向も次第に強まってきていた。こうした資金的制約が、自創事業のみならず、価格政策、負債整理事業等を弱体なものにし、農業問題の処理を不徹底にした。

それに、農業恐慌のそもそもものきっかけとなった農産物の過剰状態も、しばらくの間解消されなかった。いま米についてみても、植民地（朝鮮、台湾）からの移入量は、減るどころかかえって増える傾向にあった。¹⁵²⁾ 米穀政策が植民地米の移入に対しては、ついに有効なチェック機構を設けることができなかつたからである。軍部による植民地統治上の必要からいっても、あるいはこの時期、植民地の耕地に対する比率で朝鮮の場合など4%も占めるにいたったといいう¹⁵³⁾ 日本人大地主の利害からいっても、米の移入に有効な規制をほどこすことはほとんど不可能な状態にあった。このため、植民地からの米の移入は飢餓移出により増幅されながら、恐慌後も大量に国内に流れ込んできたのである。米穀統制法およびその他の補助的施策により、米価はかろうじて引き上げられる方向に維持されたものの、その足取りはいかにも重く、とうてい恐慌前の水準を回復するまでにはいたらなかった。

恐慌およびその後の人絹工業の発達によって、アメリカ向けの生糸の輸出価格は低迷を続け、そのあおりで繭価も回復の見込みがおぼつかない状態にあった。そればかりではない。負債

152) 前掲、拙稿、図7参照。

153) 浅田喬二「日本帝国主義と旧植民地地主制」82頁参照。なお同書によれば台湾の場合は、昭和14年に日本人の耕地所有面積は、台湾耕地面積の13.3%に及んだという。34頁参照。

整理の手段としてあるいは農家経済を補充する手段として盛んに生産されるようになった畜産物、そ菜、果樹にしても、ほとんどが恐慌以前の価格水準を回復させるまでにはいたらなかった。¹⁵⁴⁾ 価格の底落を、多角経営と生産量の増加で補おうとする小農特有の行動が、植民地米の移入量の増加ともあいまって、農産物の過剰状態からの脱脚を長びかせ、価格の回復をおくらせたのである。ところが、カルテル統制とインフレ政策による景気回復のもとで、工業製品の価格の方はいち早く立ち直りを見せた。このため、産業組合の普及によるシェーレ緩衝装置の整備にもかかわらず、相変らずシェーレ状態が長びいたのである。¹⁵⁵⁾

また、農村過剰人口の流出が進んだとはいってもそのほとんどは若年層の単身流出で、中高年令層はむろんのこと、とうてい挙家離村をもたらすまでにはいかなかった。農業問題の根幹をなす膨大な小農経営は、相変らず地主・小作関係のもとに残存させられたままであった。

以上にみたように農業問題処理の見通しが与えられたとはいっても、その内実はいまだ不十分なものであった。

この結果、農家経済がひとまず恐慌状態からの脱出を図りえたとはいっても、なおその水準、とりわけ小作層のそれは、恐慌以前にはるかに及ばない状態であった。¹⁵⁶⁾ いま、こうした状態がさらに長びくとすれば、ファシズムに対する農民の期待も崩れ、再び農業問題が深刻化することはさけられない。事実、この時期を通じて、小作争議はその規模を縮小しながらも、件数としては相当増える傾向にあったのである（図1）。何らかの形で、農業問題処理の難点を補わざるをえないことは必至であった。ただそれが多少とも具体化するためには、総力戦への突入を契機として、ファシズム体制が成熟運動を開始していくという、歴史的な条件が必要であった。それはしかし、あまりに犠牲の大きい条件であった。

小稿の分析は、先に発表した拙稿「ファシズム体制期日本農業問題処理機構の研究序説」につづくものである。分析視角等含めてあわせて参照して頂ければ幸いである。なお、小稿の作成にあたっては、東北大学、菊元富雄教授、庄子貞雄教授、酒井惇一助教授に多大の御指導を頂いた。記して深く感謝の意を表する。

154) 前掲、拙稿、図11参照。

155) 前掲、拙稿、図6参照。

156) 前掲、拙稿、図8～図10参照。

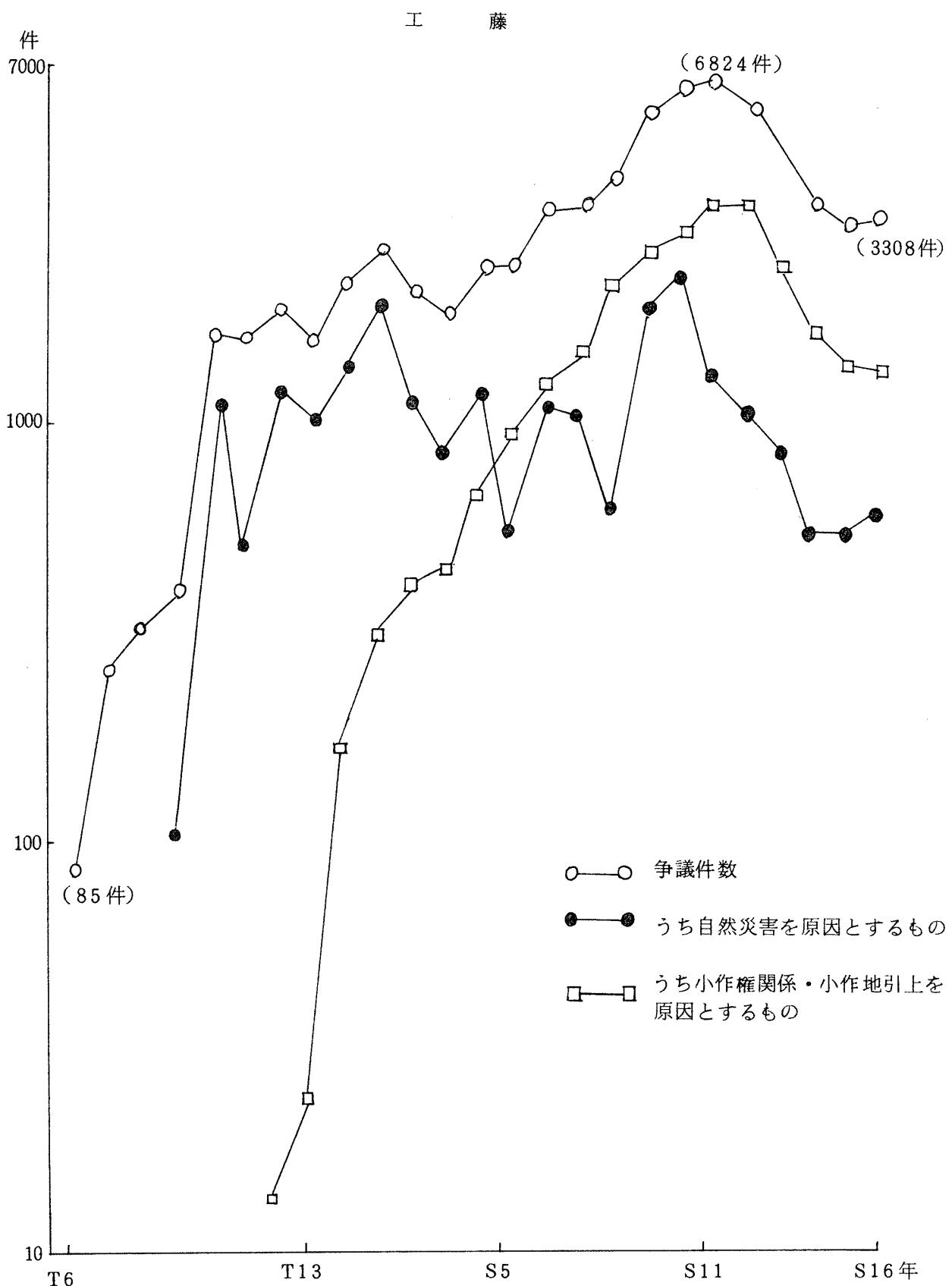


図1 小作争議件数の推移

出典 加用信文監修「改訂日本農業基礎統計」